



第3次武豊町障がい者計画 第7期武豊町障がい福祉計画 第3期武豊町障がい児福祉計画

令和6年3月
武豊町



「害」の字をひらがな表記することについて

「害」の字には、「わるくすること」や、「わざわざ」等の意味もあるため、違和感や不快感を抱く方もいます。「障がい」の表記を目にすることで、障がい福祉に関心を持つきっかけや、ノーマライゼーション社会の実現に向けた意識醸成につながることも期待されます。このため、本計画では、法令で定められた用語や団体名等の固有名詞を除き、ひらがなで表記しています。

はじめに

本町におきましては、平成 30 年 3 月に「第 2 次武豊町障がい者計画」、令和 3 年 3 月に「第 6 次武豊町障がい福祉計画」、「第 2 次武豊町障がい児福祉計画」を策定し、障がい者施策の推進に努めて参りました。

令和 5 年度からは「重層的支援体制整備事業」の本格実施を開始しており、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築しています。本事業の実施にあたっては、福祉の各分野に関わる相談機関、資源だけでなく、居住支援、防災・防犯、健康づくり、教育等の様々な分野との連携を強化し、包摂的な社会づくりを促進しています。



国が令和 5 年 3 月に策定した「障害者基本計画（第 5 次）」では、障がい者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障がい者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、政府が取り組むべき障がい者施策の基本的な方向を定めています。

障害者基本計画や本町が実施してきた障がい者施策の経緯を踏まえ、これからの障がい者施策に関する基本的な考え方や方向性を明らかにする「第 3 次武豊町障がい者計画」と障害福祉サービスや児童福祉法に基づくサービスの量の見込みと確保の方策について定めた「第 7 期武豊町障がい福祉計画」と「第 3 期武豊町障がい児福祉計画」を一体的に策定いたしました。

今後は、本計画に基づき施策の充実を図ることで、障がい福祉をより強力に推進し、「支え合い 一人ひとりの個性が輝き ひとつながるまち 武豊」を目指して参ります。また、本計画の推進にあたっては、町民の皆様等と一体となり取り組むことが不可欠となるため、さらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、熱心なご議論をいただきました武豊町地域福祉推進協議会や障がい者計画・障がい福祉計画等策定委員会の皆様を始め、関係機関・団体の皆様、アンケート調査にご協力いただきました多くの町民の皆様に深く感謝申し上げます。

令和 6 年 3 月

武豊町長 籾山芳輝

目次

第1章	計画策定にあたって	
1	計画策定の背景と趣旨	1
2	障がい者制度の変遷	2
3	計画の位置づけ	3
4	障がい者計画と障がい福祉計画、障がい児福祉計画の関係	4
5	計画の期間	4
6	計画の策定体制	5
7	障害保健福祉圏域	6
第2章	障がいのある方の状況と意見集約から見える課題	
1	人口の推移	7
2	障害者手帳所持者の状況	8
3	サービス利用の状況	10
4	意見集約から見える地域課題	11
第3章	第3次武豊町障がい者計画	
1	基本理念	18
2	第2次障がい者計画の評価と課題の整理	19
3	基本目標	20
4	施策の体系	21
	基本目標1 安全・安心で暮らしやすい共生のまちづくり	22
	基本目標2 地域で支えあい、健康でいきいきと暮らせるまちづくり	28
	基本目標3 誰もが輝き社会参画できるまちづくり	35
5	障がい者計画の数値目標	41
第4章	第7期武豊町障がい福祉計画・第3期武豊町障がい児福祉計画	
1	基本理念	43
2	障害福祉サービス等の体系図	45
3	第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画における成果目標と実績（評価）	46
4	第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画における成果目標	51
5	障害福祉サービスの量の見込みと確保の方策	57
6	地域生活支援事業の量の見込みと確保の方策	63
7	児童福祉法に基づくサービスの量の見込みと確保の方策	70
8	その他の事業の量の見込みと確保の方策	73
第5章	計画の推進に向けて	
1	制度の普及啓発と地域住民の理解の促進	75
2	関係機関等の連携	75
3	計画の評価・進捗管理	76
4	SDGs（持続可能な開発目標）への対応	77
資料		
1	武豊町地域福祉推進協議会	78
2	障がい者計画・障がい福祉計画等策定委員会	82

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

わが国では、障害者基本法や障害者の虐待防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律等の障がい福祉に関する法整備が進められ、令和5年3月には障害者基本計画（第5次）が策定されています。

本町では、平成30年3月に「第2次武豊町障がい者計画」、「第5期武豊町障がい福祉計画」及び「第1期武豊町障がい児福祉計画」を一体的に策定し、障がい者施策を総合的かつ効果的に推進しています。また、国の障がい者支援関連政策の動向、法の制定・改廃状況、本町の状況等を踏まえ、障がい者施策を計画的に推進していくため、令和3年3月に「第6期武豊町障がい福祉計画」及び「第2期武豊町障がい児福祉計画」を策定しています。

近年、障がいのある方の重度化・高齢化や価値観の多様化等が進む中で、障がい福祉のニーズはますます複雑化しており、すべての障がいのある方が、地域で安心して生活できるまちづくりを進める必要があります。

こうした状況の中、社会福祉制度の枠組みによる支援だけでは対応しきれない、制度の狭間の問題の顕在化、生活課題の多様化が見られます。そのため、「障がい者福祉」だけでなく「地域福祉」「高齢者福祉」「児童福祉」「生活困窮者に対する福祉」など福祉の各分野と連携しながら包摂的な社会づくりが求められています。

このようなニーズに対応するため、本町においては令和5年度から「重層的支援体制整備事業」を本格実施し、住民一人ひとりがお互いを認め支え合うことで、誰もが住み慣れた地域で生き生きとした生活を送ることができる地域共生社会の実現を目指しています。

国の福祉関連政策の動向、障がいのある人に対するアンケート結果や事業所ヒアリング及び障がいのある人を取りまく課題を踏まえて、「第3次武豊町障がい者計画」、「第7期武豊町障がい福祉計画」及び「第3期武豊町障がい児福祉計画」を一体的に策定します。

2 障がい者制度の変遷

年度	国の主な流れ	内容
H15	支援費制度の導入 (平成15年4月1日)	従来の措置制度から転換し、障がい者の自己決定に基づいたサービスの利用ができるようになる。
	第2次障害者基本計画	平成15～24年度までの10年間を計画期間とする。
H18	障害者自立支援法施行 (平成18年4月1日)	障害者自立支援法に基づく新体系サービスへの移行が始まる。利用者負担が応益負担となる。
	教育基本法改正・施行 (平成18年12月22日)	教育基本法に障がい者について必要な支援を講ずる旨の規定が盛り込まれる。
H19	障害者権利条約署名 (平成19年9月28日)	障害者の権利に関する条約の締結に向けた取組が始まる。
H23	障害者基本法改正・施行 (平成23年8月5日)	目的規定や障がい者の定義等が見直される。
H24	改正児童福祉法施行 (平成24年4月1日)	障がい児を対象とした施設・事業が児童福祉法に位置づけられる。
	改正障害者自立支援法施行 (平成24年4月1日)	利用者負担の見直し、障がい者の範囲の見直し、相談支援の充実、障がい児支援の強化等が盛り込まれる。
	障害者虐待防止法施行 (平成24年10月1日)	障がい者に対する虐待の禁止、国等の責務が規定される。
H25	障害者優先調達推進法施行 (平成25年4月1日)	国や地方公共団体、独立行政法人等が物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に調達することについて規定される。
	障害者総合支援法施行 (平成25年4月1日)	法律名が障害者自立支援法から障害者総合支援法に改正され、障がい者の範囲の拡大等が規定される。
	第3次障害者基本計画	平成25～29年度までの概ね5年間を計画期間とする。
	障害者権利条約批准 (平成26年1月20日)	障害者の権利に関する条約の批准書を国際連合事務総長に寄託し、平成26年2月19日より国内において効力が生じることになる。
H28	改正障害者雇用促進法施行 (平成28年4月1日)	差別の禁止、合理的配慮の提供義務、苦情処理・紛争解決援助等が規定される。
	障害者差別解消法施行 (平成28年4月1日)	不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供等について規定される。
H30	第4次障害者基本計画	平成30年度～令和4年度までの5年間を計画期間とする。
	改正障害者総合支援法及び改正児童福祉法施行 (平成30年4月1日)	自立生活援助や就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援が創設される。
	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律施行 (平成30年6月13日)	文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図るための国等の責務や基本的施策について規定される。
R1	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律施行 (令和元年6月28日)	視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進するために、国等の責務や基本的施策について規定される。
R2	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行 (令和2年12月1日)	聴覚障がい者等の自立した日常生活及び社会生活の確保に寄与し、公共の福祉の増進に資することを目的に規定される。
R3	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律施行 (令和3年9月18日)	医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止し、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与するために制定される。
R4	障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律公布・施行 (令和4年5月25日)	障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資するために制定される。

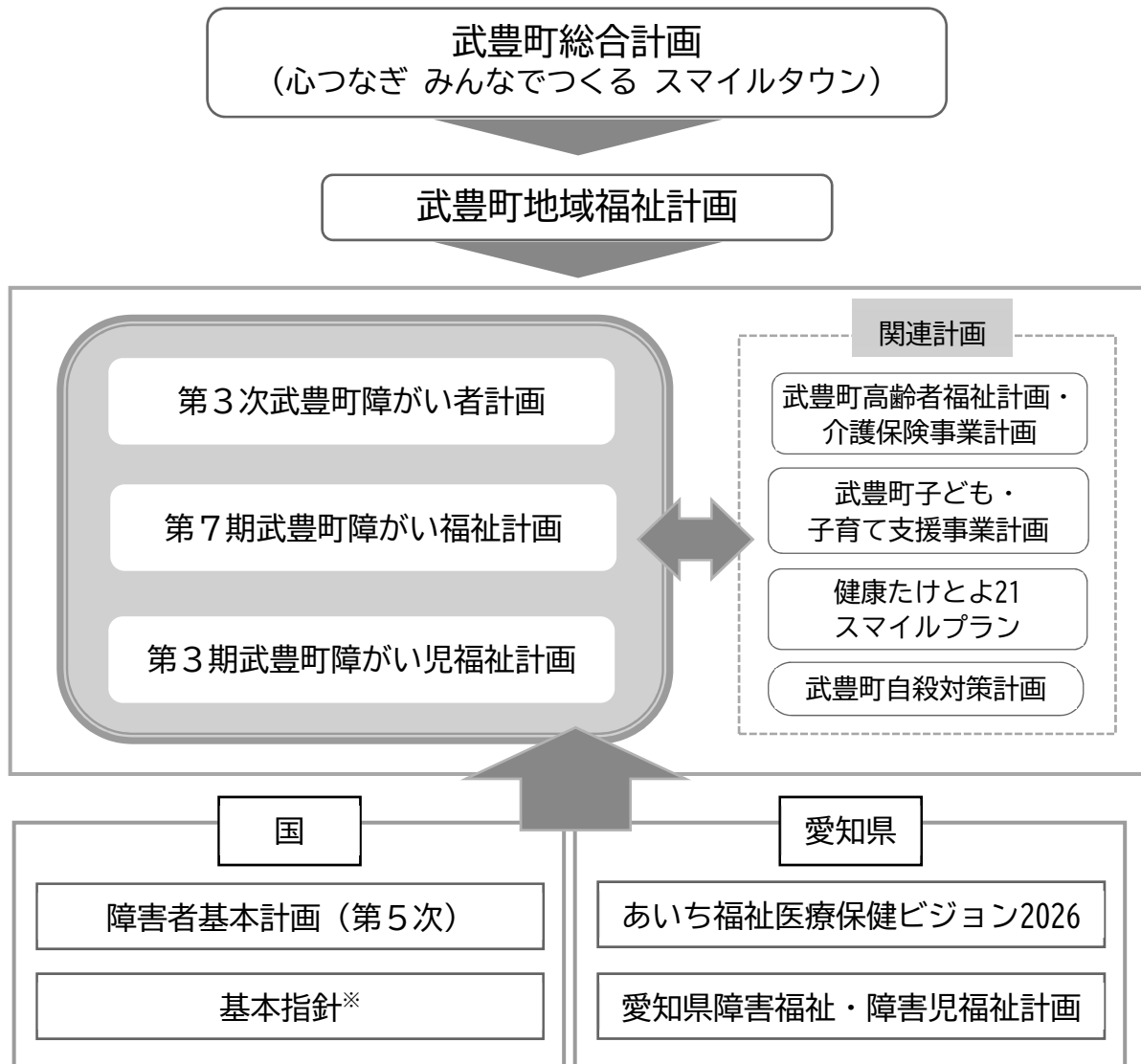
※法律の施行日については、主な内容のものを記述

3 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「第3次武豊町障がい者計画」と障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「第7期武豊町障がい福祉計画」、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく「第3期武豊町障がい児福祉計画」を一体的に策定したものです。

「第3次武豊町障がい者計画」は、障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画、「第7期武豊町障がい福祉計画」及び「第3期武豊町障がい児福祉計画」は、障害福祉サービス、地域生活支援事業、児童福祉法に基づくサービスの量の見込みと確保に関する計画として、武豊町の障がい者施策の総合的な推進を目指します。

また、本町の上位計画である武豊町総合計画や武豊町地域福祉計画、国・県・町の関連計画等との整合性を確保して策定しています。



※基本指針とは、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」のことをいう。

4 障がい者計画と障がい福祉計画、障がい児福祉計画の関係

項 目	障がい者計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
名 称	第3次武豊町障がい者計画	第7期武豊町障がい福祉計画	第3期武豊町障がい児福祉計画
根拠法令	障害者基本法 （第11条第3項） 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。	障害者総合支援法 （第88条第1項） 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。	児童福祉法 （第33条の20第1項） 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。
性 格	障がい者施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画（基本計画的）	障害福祉サービス、地域生活支援事業の見込量と提供体制を確保するための計画（実施計画的）	児童福祉法に基づくサービスの見込量と提供体制を確保するための計画（実施計画的）
計画期間	6年	3年	3年
備 考	策定義務（平成19年度～） [平成18年度以前は努力規定]	策定義務（平成18年度～）	策定義務（平成30年度～）

5 計画の期間

年度 計画名	平成 30	令和元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
武豊町障がい者計画	第2次計画						第3次計画					
武豊町障がい福祉計画	第5期計画		第6期計画				第7期計画					
武豊町障がい児福祉計画	第1期計画		第2期計画				第3期計画					

6 計画の策定体制

（１）武豊町地域福祉推進協議会、障がい者計画・障がい福祉計画等策定委員会

本計画の策定にあたり、幅広い分野の方からの意見を反映させるため、学識経験者や地域の代表者、福祉関係者等で構成する「武豊町地域福祉推進協議会」に「障がい者計画・障がい福祉計画等策定委員会」を設置し、計画の内容を検討しました。

（２）障がい福祉に関するアンケート調査

障がいのある方に対しては現在の生活状況や今後の生活、障害福祉サービス等の利用意向や改善点、町民に対しては障がいのある方との関わり等についておたずねし、計画策定のための基礎資料とすることを目的として実施しました。

	障がい者用調査	障がい児用調査	町民向け調査
調査対象	18歳以上の障害者手帳所持者、自立支援医療受給者（精神通院）、障害福祉サービス利用者の全数	18歳未満の障害者手帳所持者、自立支援医療受給者（精神通院）、障害福祉サービス利用者、児童福祉法に基づくサービス利用者の全数	町内在住の18歳以上の方（障がい者用調査、障がい児用調査対象者を除く）から無作為抽出した2,000名
調査方法	配布は郵送方式、回収は郵送方式及びウェブ回答方式		
調査期間	令和4年12月8日～12月23日		
配布数	2,191 件	244 件	2,000 件
回収数	1,112 件	98 件	794 件
有効回答数	1,112 件	98 件	794 件
有効回答率	50.8%	40.2%	39.7%

※障がい児用調査の18歳未満は、18歳に達した日の属する年度末までの方を含みます。障がい者用調査の18歳以上は、それ以降の方を対象としています。

※白紙票は無効票としました。

（3）ヒアリング調査

町内で活動している障がいのある方の当事者会や家族会、障害福祉サービスや児童福祉法に基づくサービスを実施している事業所の協力を得て、現在の活動・事業の状況や課題、今後の活動・事業展開等についてお聞きすることを目的にヒアリング調査を実施しました。

	ヒアリング調査
調査対象	町内で活動している障がいのある方の当事者会、家族会、障害福祉サービス事業所、児童福祉法に基づくサービス事業所（15団体）
実施期間	令和5年1月17日～2月21日
実施方法	面談方式

（4）知多南部地域自立支援協議会の提言

南部3町（南知多町、美浜町、武豊町）で構成している知多南部地域自立支援協議会における各部会からこの地域における障がい福祉の現状や課題等を整理し、計画策定に対する提言をいただきました。

7 障害保健福祉圏域

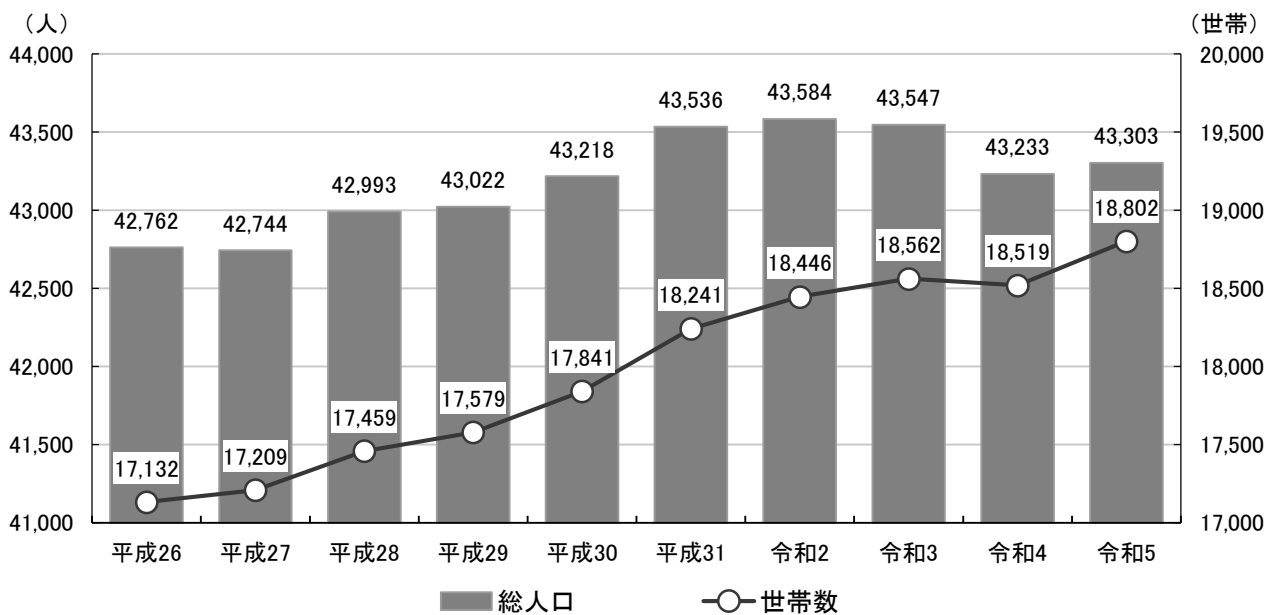
愛知県は11の障害保健福祉圏域が設定されており、本町は、半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町の5市5町で構成する知多半島圏域に属しています。

第2章 障がいのある方の状況と意見集約から見える課題

1 人口の推移

令和5年4月1日現在、本町の総人口は43,303人、世帯数は18,802世帯となっています。これまで人口は増加基調で推移してきましたが、今後は減少に転じるものと見込まれます。

■図表2－1 総人口及び世帯数の推移

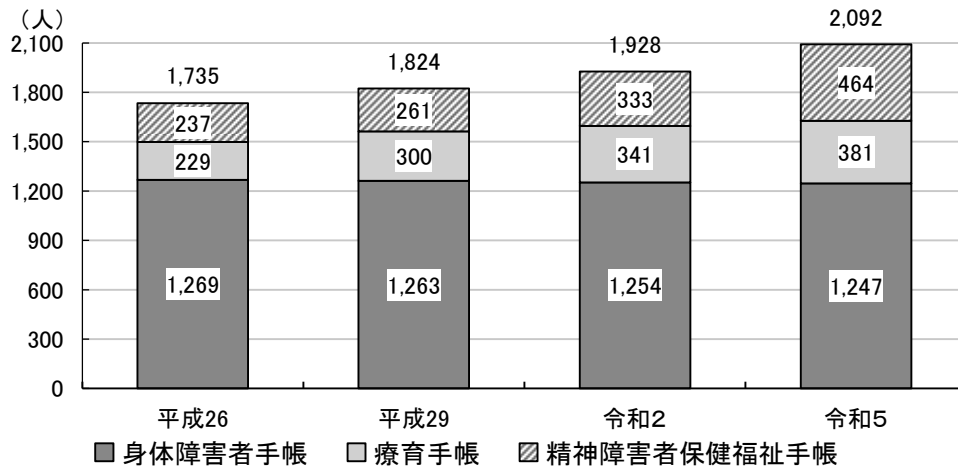


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

2 障害者手帳所持者の状況

(1) 障害者手帳所持者の推移

■図表2-2 障害者手帳所持者数の推移



各年4月1日現在

■図表2-3 年齢別にみた障害者手帳所持者数

単位：人、(%)

区 分		身体障害者 手帳所持者	療育手帳 所持者	精神障害者 保健福祉手帳 所持者	合 計
	18歳未満	23	113	18	154 (7.3%)
	18～39歳	73	175	128	376 (18.0%)
	40～64歳	271	83	229	583 (27.9%)
	65歳以上	880	10	89	979 (46.8%)
	合 計	1,247 (59.6%)	381 (18.2%)	464 (22.2%)	2,092 (100.0%)
<参考> 令和2年		1,254 (65.0%)	341 (17.7%)	333 (17.3%)	1,928 (100.0%)

令和5年4月1日現在

(2) 身体障害者手帳所持者

■図表2-4 障がい等級別・種類別身体障害者手帳所持者数

単位：人、(%)

区 分	視覚障がい	聴覚・平衡 機能障がい	音声・言語・ そしゃく 機能障がい	肢体不自由	内部障がい	合 計
1 級	28	3	0	115	268	414 (33.2%)
2 級	18	21	1	116	9	165 (13.2%)
3 級	7	13	6	139	97	262 (21.0%)
4 級	5	15	5	154	99	278 (22.3%)
5 級	3	1	-	58	-	62 (5.0%)
6 級	3	26	-	37	-	66 (5.3%)
合 計	64 (5.1%)	79 (6.3%)	12 (1.0%)	619 (49.6%)	473 (37.9%)	1,247 (100.0%)
<参考> 令和2年	58 (4.6%)	73 (5.8%)	12 (1.0%)	643 (51.3%)	468 (37.3%)	1,254 (100.0%)

令和5年4月1日現在

(3) 療育手帳所持者

■図表2-5 障がいの程度別・年齢別療育手帳所持者数

単位：人、(%)

区 分	0～17 歳	18～39 歳	40～64 歳	65 歳以上	合 計
A 判定	34	68	33	6	141 (37.0%)
B 判定	20	44	35	3	102 (26.7%)
C 判定	59	63	15	1	138 (36.3%)
合 計	113 (29.7%)	175 (45.9%)	83 (21.8%)	10 (2.6%)	381 (100.0%)
<参考> 令和2年	113 (33.1%)	160 (46.9%)	61 (17.9%)	7 (2.1%)	341 (100.0%)

令和5年4月1日現在

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者等

■図表2-6 障がい等級別・年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数

単位：人、(%)

区 分	0～17 歳	18～39 歳	40～64 歳	65 歳以上	合 計
1 級	0	11	33	37	81 (17.4%)
2 級	13	91	138	40	282 (60.8%)
3 級	5	26	58	12	101 (21.8%)
合 計	18 (3.9%)	128 (27.6%)	229 (49.3%)	89 (19.2%)	464 (100.0%)
<参考> 令和2年	15 (4.5%)	81 (24.3%)	168 (50.5%)	69 (20.7%)	333 (100.0%)

令和5年4月1日現在

■図表2－7 年齢別・自立支援医療受給者（精神通院）数

単位：人、（％）

区 分	0～17 歳	18～39 歳	40～64 歳	65 歳以上	合 計
合 計	8 (1.0%)	243 (31.7%)	388 (50.7%)	127 (16.6%)	766 (100.0%)
<参考> 令和2年	21 (3.5%)	177 (29.7%)	301 (50.4%)	98 (16.4%)	597 (100.0%)

令和5年4月1日現在

3 サービス利用の状況

■図表2－8 支給決定者数

単位：人

	障害福祉サービス	地域生活支援事業	障害児通所支援
受給者数	307	180	169
<参考> 令和2年	260	155	125

令和5年4月1日現在

■図表2－9 障害支援区分認定状況

単位：人、（％）

障害支援区分	身体障がい のある方	知的障がい のある方	精神障がい のある方	合 計
区分6	6	22	1	29 (15.7%)
区分5	7	19	0	26 (14.1%)
区分4	4	26	3	33 (17.8%)
区分3	9	28	14	51 (27.6%)
区分2	5	13	22	40 (21.6%)
区分1	1	3	2	6 (3.2%)
合 計	32 (17.3%)	111 (60.0%)	42 (22.7%)	185 (100%)
<参考> 令和2年	31 (19.1%)	95 (58.7%)	36 (22.2%)	162 (100%)

令和5年4月1日現在

4 意見集約から見える地域課題

(1) アンケート調査結果からの意見・課題

▼1 移動・外出について

①道路について

- ・町内の歩道は健常者でも危険な所が多くて歩きにくい歩道となっている。安全な歩道整備を希望。(50代男性・町民向け調査)
- ・点字ブロックがない、音が鳴る信号がない、バリアフリーしていない、歩道がガタガタで歩きにくい。(50代女性・障がい者用調査)

②コミュニティバス・駅について

- ・コミュニティバスのルートを広くして欲しい。運転が出来なくなった場合、近くにバス停がない。(70代女性・障がい者用調査)
- ・現在、69才で運転はしているが、75才になったら止めようと思っている。タクシーばかり使うとお金が掛かるので、コミュニティバスと思うが、自宅から遠い。小型化したバスを大通りだけでなく住宅地を回って貰えるように切に願う。(60代女性・障がい者用調査)
- ・知多武豊駅にエレベーターがあれば、障がい者の方やお年寄り、ベビーカーをおしている方が安心安全に利用できるようになると思う。(20代女性・町民向け調査)

▼2 福祉・施設について

- ・障がい者の方が生活するためのグループホームを増やしてほしい。(20代男性・障がい者用調査)
- ・日中一時支援事業と体験的宿泊事業の充実を早急に願う。(30代女性・障がい者用調査)
- ・町内の事業所に通ってなくても体験宿泊など気軽に利用できるようになってほしい。また、将来グループホームも増えてくれることを願う。(20代男性・障がい者用調査)
- ・休日、夜中の精神障がい者への対応。自分で病院へ行けない時の対応。(50代女性・障がい者用調査)
- ・18歳以降に地域で学童のように夕方まで預かってくれる所がほしい。(10代女兒・障がい児用調査)
- ・あおぞら園の母子通園を義務にしないでほしい。働けない。他の市の児童発達支援と保育園の連携を求める。(7歳男児・障がい児用調査)
- ・療育施設が少ないように思う。預ける時間が短いので働きにくい。(4歳男児・障がい児用調査)

▼3 相談支援について

- ・相談場所がわからない。(40代男性・障がい者用調査)
- ・本当に困っている方ほど、町や福祉事業所など相談のできる場所に相談をしないでいると思う。福祉関係の方からの声かけがあるといい。(80代女性・障がい者用調査)
- ・相談できる窓口(18:00~)を作って欲しい。(30代男性・障がい者用調査)

- ・福祉課に相談しようと思っているが、オープンスペースで他人と距離が近いと話づらい。(30代女性・障がい者用調査)

▼ 4 交流・情報提供について

①交流の場について

- ・障がいは種類や級も様々なので、障がい者同士のサポートコミュニティがあればよいと思う。(50代男性・障がい者用調査)
- ・プライバシーなどで難しいとは思いますが、自分と同じ障がいの人との交流などあればと思う。(60代女性・障がい者用調査)

②情報提供について

- ・行政の施策発信がたりない。(自分で調べ、聞いたりしないと内容が分からず利用出来ない)(50代男性・町民向け調査)
- ・町の福祉課等が実施している福祉施策が知らされていないので、適切な回答が出来なかった。情報提供、啓発活動の充実を期待する。(70代男性・町民向け調査)
- ・受けられる支援や手当について、わかりやすい説明で書かれたパンフレット等があるとうれしい。(20代女性・障がい者用調査)

▼ 5 障がいへの理解について

- ・精神障がい者など目に見えない障害への理解をしてほしいと思う。(30代女性・障がい者用調査)
- ・障がいがあるからと健常児と分けて差別することは、今の時代もう遅れている。障がいを持つ子どもが住みにくい武豊町になってしまっていると思う。児童発達支援も充実していないことをもっと問題視してほしい。(4歳男児・障がい児用調査)
- ・障がいあるない関係なく、子どもに手厚い社会にしていきたい。(4歳男児・障がい児用調査)

▼ 6 災害時の支援について

- ・奇声や多動、常同行動でピョンピョン跳んだり周りの人に迷惑をかける行動が抑えられないため、体育館などの一次開設避難場所で過ごすことは全く困難。家族単位で個室化できる環境の理解ある場所での避難所へ一時避難場所から直接福祉避難所へ受け入れていただける場所の確保および避難システムの確立を希望する。(30代女性・障がい者用調査)
- ・災害時にどこに避難すれば良いのか分からないのと、避難場所の設備が(トイレ、ベッド、バリアフリーなのか)分からないのでいざ起こった場合どこにも行けないと思う。(70代女性・障がい者用調査)

▼ 7 雇用・就労機会について

- ・この先人口減少などに伴い多面的に働く場があるといいと思う。(70代女性・町民向け調査)
- ・役所などの公の場所での障がい者雇用を増やして欲しい。(40代女性・障がい者用調査)

（2）ヒアリング調査結果からの意見・課題

▼ 1 運営・人材育成について

①運営面

- 2023 年の 4 月から職員体制基準が厳格になり、すべての専門職配置となり報酬改定に絡む運営がより厳しくなる。人材確保が困難。（放課後等デイサービス）
- 知的障がい以外に発達障がい、肢体不自由のお子さんをお持ちの方も会員として入れたことにより、障がいの違いによって多種多様な問題に対応することになった。人数的な問題もあってどこかで一緒に活動してあげないといけないと思ったが、それぞれ課題が違うし、いろんな問題が起こった。（家族会）

②人材の確保・定着

- 職員が産休・育休・病欠の場合、補充がない状態。人材の確保も難しく異動があるため、定着した職員がいない。（児童発達支援）
- 放課後等デイサービスでも学生を受け入れたいと思っていたが、資格が必須となる。（放課後等デイサービス）
- コミュニケーション能力の高い人材がなかなかおらず、利用者との関係づくりが難しい。行動障がいのある利用者が多く、支援スキルが必要。（生活介護）

▼ 2 実施している事業について

①実施している事業

- 就労継続支援B型の人は単価が高いため、利用者さんが生産するスピードともらうお金が合うものでなければ受けられない。（就労継続支援B型）
- 福祉課や相談事業に繋がっていない利用者も増え、支援を広げることの困難さを感じる。（地域生活支援）

②利用希望に対する調整

- 保育園に入所させたい家庭が結構いる。特に父親側の障がい受容が難しい。（児童発達支援）
- 働く保護者が増えたので利用の継続が難しくなる傾向がある。（児童発達支援・放課後等デイサービス）

③就労移行・相談内容

- 就労継続支援A型はできる人を就労移行させなさいとなると、運営していくのもしんどい。（就労継続支援A型）
- 学校にいるうちは学校の先生に相談したりできるが、学校を卒業してしまうと、親が社会との繋がりがなくなる。（家族会）
- 障がい者の高齢者で免許証を返した後、自分ができていたことが今度は誰かに頼まなくてはいけないということで、体にも負担がかかるし、経済的にも負担がかかる。（家族会）

④サービスの質・量の確保

- 利用者ひとりひとりのニーズにサービスをつなげることが難しいことがある。(相談支援)
- 人材不足、資源不足っていうところを、何とかしてもらって、相談支援専門員を助けてください。(相談支援)

▼ 3 他団体との連携について

①他団体と協力・協力した活動

- 保護者に理解できるように、座談会を開催しているが、受けた後のフォローができる仕組みがないために、他機関に任せっきりになってしまう現状がある。また、母親以外の家族全体をフォローする仕組みが必要だ考える。(児童発達支援・放課後等デイサービス)
- 生活介護の利用を予定している方に向けたガイダンスがあるとよい。中学生くらいになると決めなくてはいけないから、こういうものがあると一気に全部説明が聞ける。(生活介護)

②地域やその他の団体、行政との連携について

- 災害時の受け入れについても、問題を整理していかないといけない。(生活介護)
- 個別での防災訓練はやっているが、地域と絡んでというのが全然できていない。(生活介護)
- 通常通っているところで、本人だけで避難できないと、保護者も一緒に避難するとなると人数が増えてしまうので、それも考えて、個室を準備してもらえると助かる。(家族会)
- 武豊町内の企業の方が、障がい者雇用も気にとめてくれたらと思う。(就労継続支援A型)

▼ 4 障がい者の地域生活について

①武豊町で暮らし続けるにあたっての問題点

- 障がいに対する理解、日常の生活が安心して生活できるように近所の人たちの温かい目が大事になる、困った時に声を掛けることができる人が複数いること。(相談支援)
- 地域住民の理解が必要、特にこだわりが強い方や変わった行動をする障がいのある方ほど地域理解が必要、そのため双方が交流する場が必要。(地域生活支援)
- 一部の保育園が車いす対応となっていない。(家族会)
- 障がいのあるお子さんがいる家庭の母親を支える資源が少なく放デイではカバーしきれない。特性に配慮した学童があるとよい。(放課後等デイサービス)

②その他

- 当事者にあう福祉サービス事業所がない。常設の居場所みたいなものがあるといい。(相談支援)
- 親子が当たり前にいける場合は、発達に課題のある子どもを育てる親にとってはハードルが高い。支援センター、買い物、公園で走り回る、友達を叩く、泣きわめいて入室が難しいことがある。他の子どもと比べて遅れを感じ落ち込み、家に引きこもる、不安から子どもを叱り続けるなどの姿がある。受給者証がなくても、同じ悩みの母親と話せ、相談できる場、親子で遊べる場を作ることが必要だと思う。(児童発達支援)

（3）知多南部地域自立支援協議会からの意見・課題

▼ 1 地域生活への移行について

- グループホームの充実(日中支援型、サテライト型等)が必須。(子ども部会)
- 地域での具体的な受け皿がイメージしにくいことが移行をより難しくしているような気がする。(子ども部会)
- 具体的に当事者の状況やニーズを把握できる実態把握の仕組みが必要。(相談支援事業所連絡会)
- 重度障がいの方を支援する力があるグループホームは、整備されづらい現実(一事業所の支援力の限界)もあるので、それぞれの事業所が連携し、点と点で結ぶような対応が必要。その為には基本的な支援力向上が必須。(社会資源開発部会)

▼ 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 高齢者福祉と障害者福祉の連携強化やサービスの隙間を埋める仕組みが必要。(精神部会)
- グループホームの入居が長期化しても、必要時に介護保険へスムーズに移行できるようにして欲しい。(精神部会)
- 居宅サービスなど地域生活を支える基盤づくりが必要。あわせてピアサポーター活用の仕組みづくり。(精神部会)
- 精神障害の相談対象者が増えており、ニーズに応える相談員の拡充が急務。(精神部会)

▼ 3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- 重度の障がい児、医療的ケア児の専門性が求められると想定されるため、専門的な研修を行っていく必要があると思う。(子ども部会)
- 同地域内の事業所間のネットワークづくり(情報交換の場)が必要。(子ども部会)
- 地域生活支援拠点へのコーディネーター配置を促進する。(子ども部会)
- 力量のある事業所が経験の浅い事業所をフォローする意味ではアウトリーチの取り組みは必要。人材育成の地域生活支援事業のなかで基準の緩和。(社会資源開発部会)
- 体験的宿泊・緊急一時的宿泊・宿泊を伴わない支援について、拠点だけでなく訪問型の支援も可能とする。その際、ヘルパー資格を有しない通所施設等スタッフの対応も可能とする。(相談支援事業所連絡会)
- 地域生活支援拠点の中での弾力運用で対応することができれば、事業所の人員不足の現状の中、少しでもニーズに応えられると思う。(社会資源開発部会)

▼ 4 福祉施設から一般就労への移行等

- 仕事内容も知多南部の事業所の得意分野があると思うため地元企業と連携して知多南部の特産物の検討をしてはどうか。また、就労継続支援事業所間の連絡会を開催するなどの取り組みを行うことで一般就労への移行の可能性が広がるのではないかと。(社会資源開発部会)
- 移行をサポートする支援者の確保とスキルアップが必須。また、就労状況の継続的なモニタリングが重要。(社会資源開発部会)

- ・企業へ啓発活動。就労移行や職場定着の成功例を町内企業に積極的に紹介する。
(社会資源開発部会)

▼ 5 障害児支援の提供体制の整備等

- ・全ての障がい児が自分の住む町内で利用できる児童発達支援事業所、放課後等デイサービス
を確保できることが望ましい。(子ども部会)
- ・支援員のスキルをあげることが大切と感じる。事業を使って、「よかった」「また使いたい」
と感じてもらえる内容にする。(子ども部会)
- ・場合によっては支給量決定のルールを作る必要があるのではないか。(相談支援事業所連絡会)
- ・子ども相談が増えている。発達障がい以外の障がいが見え隠れしている人もいる。個人情報の
関係も厳しくなっているので対応が難しいが、保育・教育・医療・福祉の連携体制の強化
や幼少期からの一体化された支援。(社会資源開発部会・精神部会)
- ・保育の時期から障がい分野の人たちとの関わりを持つことができると、支援にもつながりや
すく、その後の障がい重くならず済むように感じている。(精神部会)
- ・乳幼児に関わる関係者や教育関係者と相談支援専門員の定期的な情報交換を行う会議の開催
が望まれる。(相談支援事業所連絡会)

▼ 6 相談支援体制の充実・強化等

- ・関係機関によるネットワーク強化により支援の円滑化に繋がっていくと考えられる。重層的
支援体制整備事業を活用し、専門性の高いケースや緊急対応の体制を整える必要があると思
う。(子ども部会)
- ・人材確保ができないと充実・強化は望めない。まずは人材を確保し、増員を図ることが第一。
福祉系の大学の就職サポート窓口にも働きかける。(子ども部会)
- ・医療機関等など関係専門機関とのネットワークを作る重層的支援体制を構築。(子ども部会)
- ・最近引きこもりに係る相談案件が多いので、関係機関との連携が必要。(精神部会)
- ・医療導入と退院支援の推進について、アドバイザー事業を活用し専門チームを作ることで、
相談しやすくなるといった仕組みを作る。(精神部会)
- ・相談支援事業所に求められるニーズは多様化する一方で、障がい児・者ご本人の支援の
みならず、家族の現在への支援、家族の将来への支援ともはや、包括支援になっている。相
談支援事業所への人材支援が必要。(社会資源開発部会)
- ・当事者が危険な状態になっても困らないように事前に緊急連絡体制や救助してくれる支援員
を決めておくなどの計画があると当事者が安心できる。(相談支援事業所連絡会)

▼ 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・質を向上させるためには、人材の質も上げる必要があり、人材育成のための研修に必要な経
費の補助制度を充実させる必要がある。(子ども部会)
- ・障がいの理解啓発(支援者や地域住民)。(社会資源開発部会・精神部会)
- ・当事者も支援者もエンパワメントの再理解。(社会資源開発部会)
- ・小中高からの福祉教育の仕組み作りの為に事業所も当事者も協力する。(社会資源開発部会)
- ・それぞれの機関が精神障がいの知識を深める必要がある。(精神部会)
- ・自立支援医療など申請できる制度の啓発強化。(精神部会)

▼ 8 その他

①家族支援

- ・障がい児・者ご本人を取り巻く重要な要素として見守り支援、夜間の緊急家庭訪問などの家族支援が増えている。家族の支援力の向上に向けた取組が求められる。(社会資源開発部会)
- ・家庭内での課題が多いケースが増えてきている。親の対応スキルを上げるためにも、福祉事業所・保育士・教員・児童クラブ職員・親のスキルを一緒に上げる取り組みが必要(相談支援事業所連絡会)

②在宅支援

- ・一定の基準を設けて期間限定等で移動支援等のサービスを提供できる仕組みづくりを検討してほしい。(社会資源開発部会)
- ・移動支援は必要に応じてサービス提供を行うが、身体介護ありとなしの場合で、報酬が大きく違うため、身体介護なしの方のサービスを提供することが難しい現状がある。(精神部会)
- ・ヘルパーの人員不足やヘルパー自身の高齢化があり、体力勝負の場面が多い子どもさんへの支援などの対応が難しい。(精神部会)

③補装具・福祉用具

- ・物価高騰の中、基準額が変わらないまま。対象となる用具についても随時検討してほしい。(相談支援事業所連絡会)

④情報保障

- ・手話での日常会話ができる人、要約筆記ができる人を増やすための学習会などの機会を設けていただきたい。(啓発部会)

⑤地域の見守り

- ・病院等の相談員以外の地域の方たちが、「誰かに狙われている」等の言動があったりする人がいたら「早く病院へ行って薬を飲んだ方が良い」と通院を促してくれる人が身近にいてくれることが重要。(精神部会)
- ・福祉関係者のみの支援には限りがある。当事者がお住いの地域住民の方たちの「見守りの目」の支援があると良い。(精神部会)

⑥社会参加

- ・周囲の影響を受けやすいひきこもりや発達障がいの方でも利用しやすい在宅就労を充実してほしい。(社会資源開発部会)
- ・スポーツや文化活動など障がいのある人もない人も一緒に取り組む企画を開催し、交流する機会を増やすことで、より多く、また幅広い世代の方に啓発ができるようにしてほしい。(啓発部会)

第3章 第3次武豊町障がい者計画

1 基本理念

国が平成19年に署名した国連の「障害者権利条約」は、障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定めています。

この障害者権利条約の理念に即して改正された障害者基本法の第1条では、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、(中略)障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進すること」を目的とする旨が規定されています。

第3次武豊町障がい者計画においては、こうした理念を踏まえ、また、第2次計画の考えを継承しつつ整理を行い、障がいのある方が生きがいを持って生活できる環境づくりと、障がいのある方もない方も共に暮らせるまちづくりを実現するため、以下の基本理念を掲げます。

支え合い 一人ひとりの個性が輝き ひとがつながるまち 武豊

2 第2次障がい者計画の評価と課題の整理

基本目標	項目		基準値 平成 29 年	評価値 令和 4 年	目標値	達成度
1 地域で支えあう 健康で安心な 暮らしづくり	数値 目標	相談体制について『満足している』と回答（障がい者用調査）	28.1%	30.4%	33.0%	B
		相談体制について『満足している』と回答（障がい児用調査）	26.7%	38.8%	32.0%	A
	（アンケート結果からみる評価と課題） ・相談体制については、前回調査時より満足度が良化しているが、自由意見を見ると相談しづらいという回答がみられる。 ・令和4年1月から基幹相談支援センターへの委託を開始しているが、相談支援事業所を相談先として回答している人が低いため、相談体制の強化が求められる。 （自立支援協議会からみる評価と課題） ・対象者が増加する中、相談体制の確立が求められる。 ・複雑化したケースへの対応のため、重層的支援体制整備事業を含めた連携が必要。					

基本目標	項目		基準値 平成 29 年	評価値 令和 4 年	目標値	達成度
2 誰もが輝き 社会参加 できる 元氣な暮らし づくり	数値 目標	日中の過ごし方について『働いている』と回答（障がい者用調査）	25.7%	27.8%	28.0%	B
	（アンケート結果からみる評価と課題） ・障がい者の就労率は、前回調査時と比較して良化している。 ・しかしながら、日中の過ごし方について46.4%が「自宅で過ごしている」と回答しており、多くの人が社会参加ができていない状況にある。 （ヒアリング調査結果からみる評価と課題） ・地域の中で障がいに対する理解が深まり、交流できる場づくりが求められる。 ・障がい者やその家族が気軽に行くことができる居場所が求められる。 （自立支援協議会からみる評価と課題） ・グループホームの充実を含め、地域での暮らしができる社会資源が足りていない。 ・就労移行をスムーズに行うための体制が求められる。					

基本目標	項目		基準値 平成 29 年	評価値 令和 4 年	目標値	達成度
3 安全で暮らし やすい共生の まちづくり	数値 目標	障がい福祉について『関心がある』と回答（町民向け調査）	64.3%	55.7%	67.0%	C
		障害者差別解消法について『知っている』と回答（障がい者用調査）	20.9%	27.3%	35.0%	B
		障害者差別解消法について『知っている』と回答（障がい児用調査）	47.7%	43.8%	53.0%	C
		障害者差別解消法について『知っている』と回答（町民向け調査）	18.7%	29.5%	32.0%	B
		ヘルプカードについて『知っている』と回答（障がい者用調査）	24.7%	65.6%	30.0%	A
		ヘルプカードについて『知っている』と回答（障がい児用調査）	61.6%	82.6%	66.0%	A
		ヘルプカードについて『知っている』と回答（町民向け調査）	8.9%	57.7%	25.0%	A
	（アンケート結果からみる評価と課題） ・町民向け調査において、障がい者福祉への関心度が悪化しており、広い周知が必要。 ・障害者差別解消法の認知度も全ての属性で目標値を達成していないため、更なる周知や意識向上に向けた取り組みが必要。 ・窓口配布による周知などの結果、ヘルプカードの認知度は大幅に良化している。 （ヒアリング調査結果からみる評価と課題） ・災害時の受け入れ体制について障がい者への支援における課題の整理が求められる。					

評価の見方について

- A：評価値が、目標値を達成している。
 B：評価値が、目標値には達成していないが、基準値より良化している。
 C：評価値が、基準値より悪化している。

3 基本目標

社会情勢の変化や国等の動向、前回の計画の評価等を踏まえ、基本理念に基づいた施策を実施するために、以下の3つの基本目標を定めます。

1 安全・安心で暮らしやすい共生のまちづくり



障がいのある方が、インフラ環境、情報、防災・防犯対策等を平等に享受でき、差別・虐待が防止され、個人としての権利が守られながら暮らせることを目標とします。

2 地域で支えあい、健康でいきいきと暮らせるまちづくり



障がいのある方が、地域において障害福祉サービス等、障害児通所支援等、保健・医療等の社会保障サービス、療育・教育等を受けて、健やかに安心して暮らせることを目標とします。

3 誰もが輝き社会参画できるまちづくり



障がいのある方が、経済的に自立し、就労や各種活動を通じて、社会に参加して暮らせることを目標とします。

4 施策の体系

基本理念	基本目標	施策の方向性	具体的施策
支え合い 一人ひとりの個性が輝き ひとつがつながるまち 武豊	1 安全・安心で 暮らしやすい 共生のまちづくり	1 権利擁護の推進、虐待の 防止及び差別の解消	(1) 権利擁護の推進、虐待の防止 (2) 差別の解消 (3) 広報・啓発活動の推進
		2 利用しやすい生活環境の 整備	(1) 移動・外出支援の推進 (2) 人にやさしいまちづくりの推進 (3) 居住環境の整備に対する支援
		3 防災・防犯対策の推進	(1) 防災対策の推進 (2) 防犯対策の推進
	2 地域で支えあい、 健康でいきいきと 暮らせる まちづくり	1 自立した生活の支援	第7期武豊町障がい福祉計画・ 第3期武豊町障がい児福祉計画
		2 保健・医療の充実	(1) こどもに対する健診等の充実 (2) 障がいの原因となる疾病の予防 (3) 医療的ケア児者の支援 (4) 保健・医療の適切な提供
		3 こどもへの支援・教育の 充実	(1) こどもへの支援の充実 (2) 学校教育の充実 (3) 福祉教育の推進
	3 誰もが輝き 社会参画できる まちづくり	1 情報のアクセシビリティ の向上と意思疎通支援の 充実	(1) 情報アクセシビリティの向上 (2) 情報提供の充実 (3) 意思疎通支援の充実
		2 雇用・就労、経済的自立 の支援	(1) 総合的な就労支援体制の確立 (2) 経済的自立の支援 (3) 雇用・就労機会の支援
		3 文化芸術活動・スポーツ 等の振興	(1) 文化芸術活動の推進 (2) 障がい者スポーツの振興 (3) ボランティア・地域福祉活動の充実

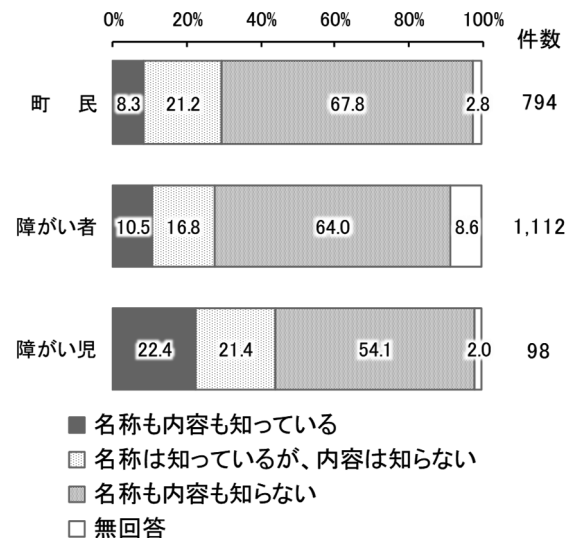
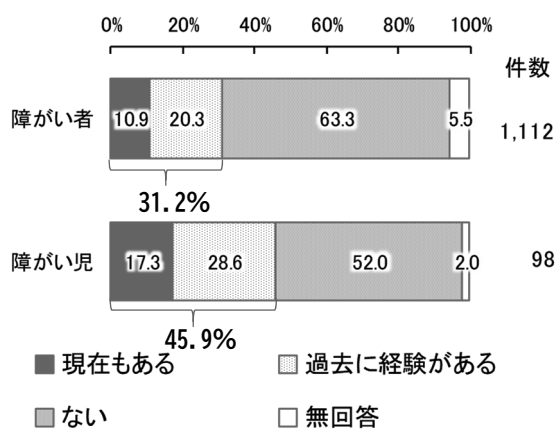
基本目標 1 安全・安心で暮らしやすい共生のまちづくり

1 権利擁護の推進、虐待の防止及び差別の解消

現状と課題

- 障がい者用、障がい児用アンケート調査によると障がいがあることで差別等を受けた経験があるという回答は「現在もある」と「過去に経験がある」を合わせて障がい者で31.2%、障がい児で45.9%となっています。
- 障害者差別解消法の認知については、町民で67.8%、障がい者で64.0%、障がい児で54.1%に認知されていません。

■図表3-1 障がいがあることで差別を受けた経験 ■図表3-2 障害者差別解消法の認知



令和4年「武豊町障がい福祉に関するアンケート調査結果報告書」より

町民・事業所の声

- 障がいがあるからと、健常児と分けて差別することは、今の時代もう遅れています。いろんな子どもがいて、それで良いとなぜならないのか？障がいを持つ子どもが住みにくい武豊町になってしまっていると思う。〔障がい児アンケート調査〕
- 理解を求めることも大切だが子どものころから障がいを持った方と地域住民と一緒に生活していく当たり前の環境が必要。一般の人たちが見る機会がほとんどなくて、それで大人になるので障がいに関する理解が進まなくなる。〔事業所ヒアリング調査〕

実施方針

障がいを経験した理由とする差別の解消や障がい者虐待の防止に取り組むとともに、虐待事案が発生した際に、迅速かつ適切に対応できる体制を関係機関と構築します。また、成年後見制度等の権利擁護の周知や障がい及び障がいのある方に対する理解について啓発に努めます。

具体的施策

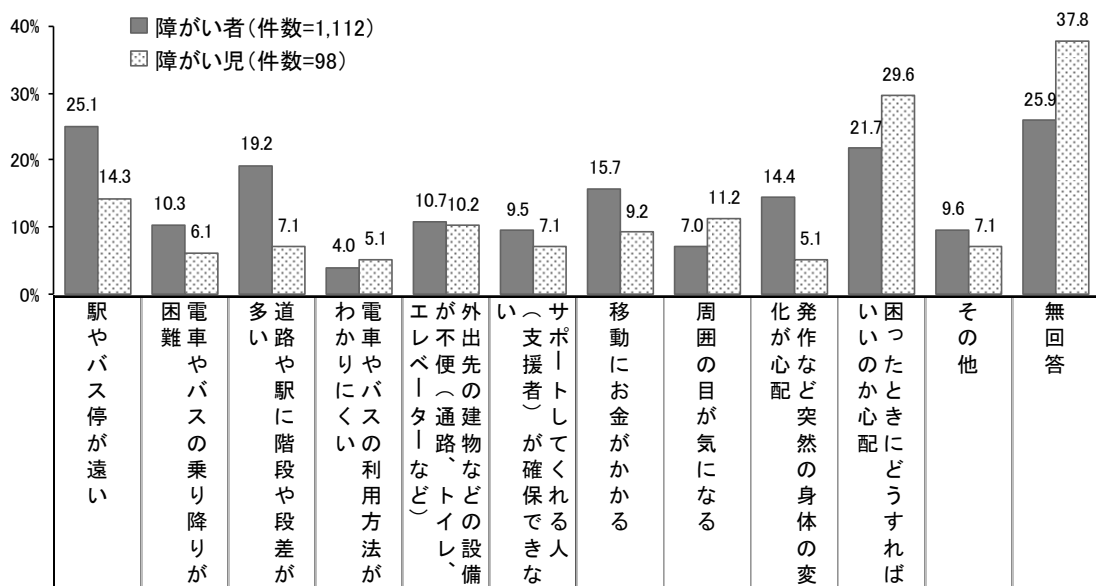
(1) 権利擁護の推進、虐待の防止		
施策	内 容	関係部署等
権利擁護の体制づくり	知多南部地域自立支援協議会及び障害者差別解消・虐待防止支援地域協議会での協議を通して、広く障がい者の権利擁護に関する体制づくりを行います。また、知多地域権利擁護支援センターと協働して、必要に応じて成年後見制度の利用促進を図ります。	福祉課
虐待対応の連携強化	事業所と関係機関等との連携を強化し、虐待の未然防止への働きかけを行います。また、虐待の疑いのある事案に対し、速やかに通報や相談が行政に届くよう障がい者虐待防止センターの周知を図ります。	福祉課
(2) 差別の解消		
施策	内 容	関係部署等
障がい者を理由とする差別の解消の推進	町民や商店、事業者等に対して、障害者差別解消法の理念や相談窓口等の周知に努めます。また、役場職員に対して、研修等を実施し、職員対応要領等に基づく合理的配慮の提供に努めるよう周知を図ります。	福祉課
合理的配慮の好事例の公表	障害者差別の解消について幅広い理解を深めることを目的に、広報紙等で障がい者本人が受けた合理的配慮の好事例を公表します。	福祉課
(3) 広報・啓発活動の推進		
施策	内 容	関係部署等
障害者週間における啓発活動の推進	町内にある障害福祉サービス事業所等と連携し、障害者週間である12月3日から12月9日までの1週間を中心に、意識啓発に係る取組を実施します。	福祉課
ヘルプカード・ヘルプマークに関する周知	障がいや障がいのある方に対する理解についての広報・啓発に努めます。その上で、ヘルプカード・ヘルプマークの活用や認知度向上の取組を実施します。	福祉課
イベント等における啓発活動の推進	社会福祉協議会主催のイベントやたけとよのふくし、ホームページ・SNS等を活用し、障がいや障がいのある方に対する理解促進や啓発活動の推進に努めます。	社会福祉協議会

2 利用しやすい生活環境の整備

現状と課題

- 障がい者・障がい児用アンケート調査によると、障がい児で「困ったときにどうすればいいのか心配」が29.6%、障がい者で「駅やバス停が遠い」が25.1%と最も多く、次いで「困ったときにどうすればいいのか心配」が21.7%となっています。
- コミュニティバス（ゆめころん）は、ノンステップバスでスロープがついており、障害手帳所持者とその介助者の運賃が無料ですが、道路や駅での歩行環境の整備は依然として課題となっています。

■図表3-3 外出するときに困ること（複数回答）



令和4年「武豊町障がい福祉に関するアンケート調査結果報告書」より

町民・事業所の声

- 町内の歩道は健常者でも危険な所が多くて歩きにくい歩道となっている。安全な歩道整備を希望。〔町民アンケート調査〕
- コミュニティバスのルートを広くして欲しい！運転が出来なくなった場合、近くにバス停がない。〔障がい者アンケート調査〕
- 親子が当たり前にいける場合は、発達に課題のある子どもさんを育てるお母さんにとってはハードルが高い。支援センター、買い物、公園で走り回る、友達を叩く、泣きわめいて入室が難しいことがあります。同じ悩みの母親と話せ、相談できる場、親子で遊べる場を作ることが必要と思う。〔事業所ヒアリング調査〕

実施方針

障がいのある方の移動・外出支援を推進することにより、障がいのある方が地域社会で関わりを持ちながら、自立した生活を送ることができる暮らしの環境づくりを目指します。また、障がいのある方の居住環境の整備に対する支援を行うことによって、利用しやすい生活環境の整備を図ります。

具体的施策

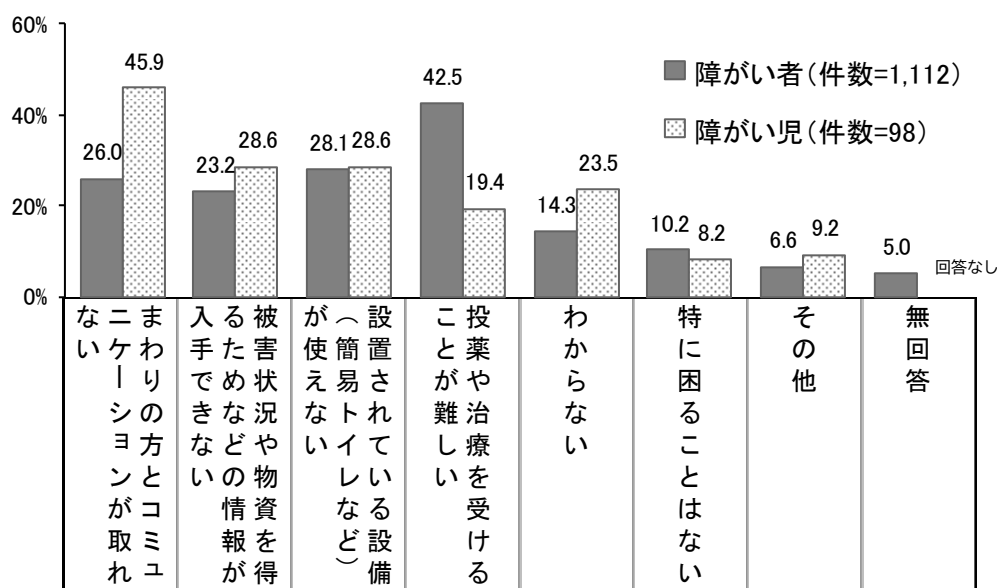
(1) 移動・外出支援の推進		
施策	内 容	関係部署等
移動・外出支援事業等の実施	屋外での移動が困難な方に対する移動支援事業を実施します。また、障害者（児）通園・通所交通費助成事業や身体に障がいのある方への運転免許取得や自動車改造の助成事業を行います。	福祉課
公共交通機関等の優遇制度の周知	障害者タクシー料金助成事業、障害者バス運賃助成事業を実施します。有料道路通行料の割引制度や鉄道・航空旅客、タクシーなどの運賃割引を周知します。	福祉課
軽自動車税・自動車税の減免	軽自動車税の減免制度の周知を行います。また、県税である自動車税についても減免制度の周知を行います。	税務課
コミュニティバス・接続タクシーの運行	武豊町地域公共交通計画に基づき、コミュニティバス・接続タクシーを適切に運行し、障害者手帳所持者とその介助者を無料対象者とします。また、利用者の意向を聞きながら、利便性向上に取り組みます。	防災交通課
(2) 人にやさしいまちづくりの推進		
施策	内 容	関係部署等
法律や条例に基づくバリアフリー化の推進	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）や愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例、バリアフリー法に基づく町の条例により公共施設や公園・道路等のバリアフリー化の推進に努めます。	都市計画課 土木課
ウォーカブルなまちづくりの推進	歩いてまちを楽しめるウォーカブルなまちづくりを目指し、令和5年3月に武豊町散策路整備計画を策定し、歩道空間や案内板等の整備方針を位置づけました。案内板の表示内容や設置位置については、ユニバーサルデザインや車椅子使用者に配慮した方針としています。	都市計画課
(3) 居住環境の整備に対する支援		
施策	内 容	関係部署等
バリアフリー税制優遇措置	住宅のバリアフリー改修促進税制に基づき固定資産税の減額措置を実施するとともにホームページで制度の周知に努めます。	税務課
住宅改修に対する支援	町営住宅入居者のうち障がいのある方に居室内の手すりの取付けや段差解消等のバリアフリー工事を実施します。	都市計画課
	日常生活用具給付等事業に基づき住宅改修費を助成するとともにホームページなどで制度の周知に努めます。	福祉課

3 防災・防犯対策の推進

現状と課題

- 避難所で生活することになった場合に困ることとして、まわりの方とコミュニケーションが取れないという回答が、障がい児で45.9%、投薬や治療を受けることが難しいという回答が障がい者で42.5%となっています。
- 福祉避難所については、障がいの程度や特性によって、受入れが困難な場合が想定されるため、量の確保だけでなく、質の確保もあわせて求められます。

■図表3-4 避難所で生活することになった場合、困ると思うこと



令和4年「武豊町障がい福祉に関するアンケート調査結果報告書」より

町民・事業所の声

- 災害時にどこに避難すれば良いのか分からないのと、避難場所の設備が(トイレ、ベッド、バリアフリーなのか)分からないのでいざ起こった場合どこにも行けないと思う。
〔障がい者アンケート調査〕
- 個別での防災訓練はやっているが、地域と絡んでというのが全然できていない。
〔事業所ヒアリング調査〕
- 災害時の受け入れについても、問題を整理していかないといけない。
〔事業所ヒアリング調査〕

実施方針

平常時から障がい特性などについての理解の浸透を図り、身近な地域において、避難行動要支援者の避難支援を適切に行える体制を整備します。また、自主防災会を含めた地域住民等各地域で緊急時の対応や普段からの見守りができる体制づくりに努め、個別避難計画の作成を推進します。

具体的施策

(1) 防災対策の推進		
施策	内 容	関係部署等
地域で連携した緊急時の支援体制の推進	災害時や平常時の支援体制の強化を図るとともに、武豊町地域防災計画に基づき、地域と連携した支援体制を構築します。また、地域で行われる防災訓練において、障がいのある方も参加できるような体制づくりや障がいの視点を取り入れた訓練の実施について協力を仰いでいきます。	防災交通課
障がいに配慮した避難所の推進	一次開設避難所においてアレルギーフリーのお粥等の備蓄や要配慮者スペース及び多目的トイレの確保等環境整備に努めます。	防災交通課
緊急通報手段の周知	聴覚や言語等に障がいのある方も安心して利用できるNet 119緊急通報システム、FAX 119を周知します。	防災交通課 福祉課
個別避難計画の策定の推進	武豊町避難行動要支援者避難支援計画に基づき、対象者に応じて自主防災会や相談支援専門員等の関係者との連絡・調整を行います。	防災交通課 福祉課
災害時等の緊急時の対応力の強化	障がい者の緊急時の利用に対応できるよう事業所に働きかけます。また、日ごろから緊急時の支援が見込めない障がい者等の把握を行い、個別事例ごとに緊急時の対応の仕方や協力機関の整理がされるよう地域生活支援拠点コーディネーターの配置を検討します。	福祉課
(2) 防犯対策の推進		
施策	内 容	関係部署等
障がい者・介護者等への注意喚起や情報	メール配信サービスを活用して防犯情報を提供します。また、町防犯協会と連携し、防犯体制の強化に努めます。	防災交通課
地域での声かけや見守りの推進	町民による防犯ボランティア活動や関係機関等との連携による見守り活動等、地域での声かけや見守りを推進します。	防災交通課
犯罪発生時の緊急通報手段の周知	聴覚や言語等に障がいのある方も安心して利用できる110番アプリシステム、FAX 110番の周知をします。	防災交通課 福祉課

基本目標2 地域で支えあい、健康でいきいきと暮らせるまちづくり

1 自立した生活の支援

現状と課題

※第7期武豊町障がい者福祉計画、第3期武豊町障がい児福祉計画（p43～）参照

実施方針

障がいのある方が福祉サービスを利用しながら、地域で安心して自立した暮らしができるよう、事業の円滑な展開に努めるとともに、「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」による計画的な福祉サービスの推進と、利用者の状況やニーズに対応した福祉サービスの充実を目指します。

具体的施策

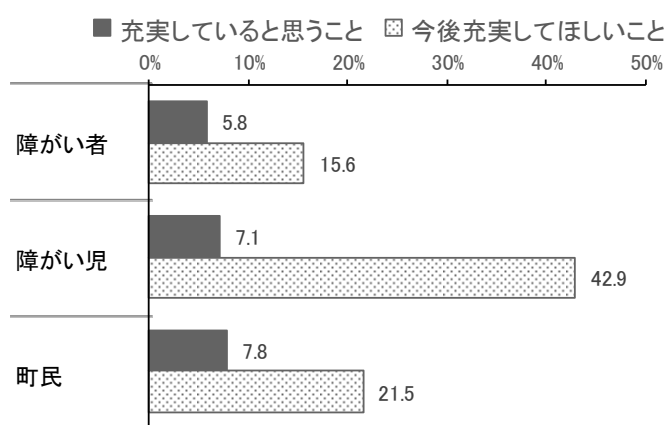
※第7期武豊町障がい者福祉計画、第3期武豊町障がい児福祉計画（p43～）参照

2 保健・医療の充実

現状と課題

- 障がい者・障がい児用・町民向けアンケート調査によると、相談窓口や相談指導する体制の充実において、充実していると思うことと今後充実してほしいことの差が最も大きかったのは障がい児で 35.8 ポイント差となっています。
- 65 歳以上の高齢者を対象とした一般介護予防事業として、憩いのサロンを町内 14 か所、体操サロンを町内 2 か所で開催していますが、今後、参加者をいかに増やしていけるかが課題となっています。
- 医療的ケア児等コーディネーターの充実を含めた医療的ケア児者のサポート体制を整備することが求められます。

■図表3－5 相談窓口や相談指導する体制の充実



令和4年「武豊町障がい福祉に関するアンケート調査結果報告書」より

町民・事業所の声

- 休日、夜中の精神障がい者への対応。自分で病院へ行けない時の対応。
〔障がい者アンケート調査〕
- 外出が困難に感じる精神疾患患者にとっては病院に通うことも苦。もう少し医療機関を充実させてほしい。〔障がい者アンケート調査〕
- 医療的ケア児と重度心身障がい者（児）では全然違うし、リハビリの内容がよくわからない。
〔事業所ヒアリング調査〕
- サービスの狭間を埋める体制のシステム化が必要。〔自立支援協議会提言〕

実施方針

障がい児がいきいきと個性を発揮し、その能力を最大限に伸ばしていくためには、乳幼児期における障がいの早期発見が必要です。そのため、乳幼児期における各種健診や相談の充実を図ります。加えて、医療的ケア児等コーディネーターの充実を図るとともに、サポート体制の拡充を目指します。

また、障がいの原因となる疾病の予防や医療給付等の費用負担軽減を図るため、各種健診事業や予防事業、医療費助成制度を適切に実施します。

具体的施策

(1) こどもに対する健診等の充実		
施策	内 容	関係部署等
乳幼児期における健康診査の充実	乳幼児期における健康診査により、障がいの早期発見と適切な指導の充実に努めます。また、未受診者に対しては、個別に連絡を取るとともに、保健師が状況確認のため家庭訪問等を実施します。弱視の早期発見のため、従来の視力アンケートに加え、屈折検査を導入しています。	健康課
保健指導教室の充実	育児相談、フレッシュパパママ教室、赤ちゃん教室、7か月児育児相談、10か月児育児相談、健康相談、親子遊び方教室、訪問指導等の各種保健指導を充実し、発達段階に応じた適切な相談や支援に努めます。サポートが必要な児に対しては、包括的な支援が受けられるように、保健・医療・福祉・保育等の関係機関の連携促進に努めます。	健康課
訪問相談の充実	ハイリスク妊産婦や医療的ケアが必要な障がい児等、乳幼児健診等で支援が必要と思われる乳幼児への訪問相談を推進し、妊娠期から、出産、子育てまで切れ目のない相談支援を行います。	健康課
(2) 障がいの原因となる疾病の予防		
施策	内 容	関係部署等
健康診査、各種がん検診の推進	健康診査、各種がん検診等の実施により、疾病等の早期発見に努め、適切な治療のために、保健・医療・福祉等の関係機関の連携促進に取り組みます。また、健康診査の実施、保健指導による栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善に取り組みます。	健康課
	国民健康保険被保険者の特定健康診査・特定保健指導、後期高齢者医療健診を実施し、疾病等の早期発見に努めます。	保険医療課
予防事業の充実	特定保健指導を実施し、疾病及び疾病の重症化の予防に取り組みます。	健康課
	国民健康保険データヘルス計画に基づく生活習慣病重症化予防事業、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業等により、疾病の発症及び重症化の予防に取り組みます。	保険医療課
	認知症予防、心身の健康、外出機会の増加のため憩いのサロン、体操サロンを実施し、疾病及び疾病の重症化の予防に取り組みます。	福祉課

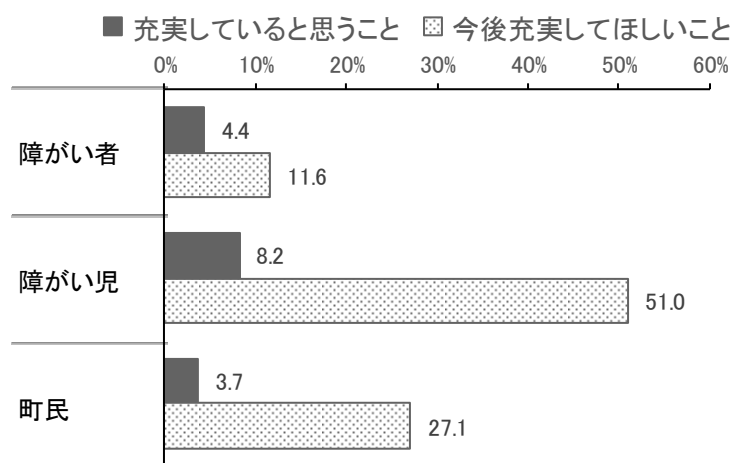
(3) 医療的ケア児者の支援		
施策	内 容	関係部署等
医療的ケア児者に対する包括的支援	医療的ケア児支援センターや、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携促進に努め、対象者の相談に応じながら情報の提供や助言、その他の支援を行います。医療的ケア児等コーディネーターを順次養成し、支援の充実を図ります。	健康課
医療的ケア児の受入体制の整備	児童発達支援センターと保育園における医療的ケア児の受入体制について整備します。	子育て支援課
医療的ケア児等コーディネーターの配置促進	医療機関や障害福祉サービス事業所等と連携し、調整する役割である医療的ケア児等コーディネーターの配置を促します。	福祉課
医療的ケア児支援に関わる協議の場の設置	知多南部地域自立支援協議会子ども部会において協議を行います。	福祉課 健康課 子育て支援課
(4) 保健・医療の適切な提供		
施策	内 容	関係部署等
医療費助成制度の適切な実施	障害者医療、精神障害者医療等各種医療費助成制度を適切に実施します。	保険医療課
自立支援医療費の助成に関する手続き	自立した日常生活又は社会生活を営むために必要となる医療が受けられるよう、自立支援医療費の助成に関する手続きを行います。	福祉課
長期にわたる未受診者へのアプローチ	長期に渡り、病院への受診ができていない精神障がい者等に対し、重層的支援体制整備事業によるアウトリーチ等を活用し、相談支援事業所や訪問看護事業所につなげるアプローチを行います。	福祉課
精神保健福祉に関わる相談窓口の周知	LINEなどSNSを活用して夜間も対応している「あいちこころのサポート相談」など、国や県が開設している相談窓口の周知を図ります。	福祉課

3 こどもへの支援・教育の充実

現状と課題

- 障がい者・障がい児用・町民向けアンケート調査によると、障がいのある子どもの療育や教育の充実において、充実していると思うことと今後充実してほしいことの差が最も大きかったのは障がい児で 42.8 ポイント差となっています。
- 障がいのある方や高齢者の生活に対する理解を深めるために実施している福祉実践教室については、町内全小中学校にて毎年行っています。
- 放課後等デイサービスの事業所は現在町内に 4 か所ありますが、今後も利用ニーズが増えることが予想されます。
- 令和 7 年度開設予定の児童発達支援センターを中心とした地域の連携体制の確立が求められています。

■図表 3－ 6 障がいのある子どもの療育や教育の充実



令和 4 年「武豊町障がい福祉に関するアンケート調査結果報告書」より

町民・事業所の声

- 放課後デイサービスが少なすぎて困る。〔障がい児アンケート調査〕
- 移動支援等のヘルパーを増やしていく。支援が必要な子もたくさんいる。このあたりの対応はしっかり考えてもらえると不登校も少しは減るのかなと思う。〔事業所ヒアリング調査〕
- 障がい児の頃から一体的に支えていくシステムをつくれませんか。幼少期からの一体化された支援が必要。〔自立支援協議会提言〕

実施方針

障がい児が地域でいきいきと成長できるよう、児童発達支援センターを整備し、障がい児やその家族に対する相談体制の充実や、療育・教育に対する支援の充実を目指します。

また、子どもの頃から福祉や障がいに対する理解を深めることを目的に、福祉教育の充実を目指します。

具体的施策

(1) こどもへの支援の充実		
施策	内 容	関係部署等
相談事業の推進	乳幼児期における適切な早期療育が受けられるよう、訪問等を含めた様々な相談の機会を通して、支援を行います。また、保護者と相談しながら適切な療育などの専門機関につなげます。	子育て支援課 健康課
健診事後教室 (親子遊び方教室)の実施	就園前の発達に差の可能性がある子どもと育児支援が必要な家庭に対して、健診事後教室(親子遊び方教室)を実施し、発達障がいの早期発見、支援につなげます。	子育て支援課 健康課
児童発達支援センターの設置	様々な障がい特性に対応できる地域の中核的な療育支援施設として児童発達支援センターの設置を目指します。	子育て支援課
障がい児の受け入れと保育士の研修の充実	保育園での受け入れ体制を整備し、障がいに応じた専門的な保育ができるよう保育士の研修を充実します。	子育て支援課
放課後児童クラブの充実	児童クラブ支援員(補助員含む)が障がい理解をしながら、こどもの遊びや生活の場を提供し、適切な育成支援ができるように努めます。また、利用ニーズに合う適切な事業実施を目指します。	子育て支援課
こどもを対象としたサービスの周知	関係各課や保育園、住民団体等と連携し、本人に合った療育が受けられるよう障害児通所支援などの情報提供を図ります。	福祉課
(2) 学校教育の充実		
施策	内 容	関係部署等
学校における人的配置の充実	障がいの種類や程度、発達段階に応じた適切な支援が行えるよう、特別支援員、生活支援員、スクールアシスタントを学校に配置するとともに、福祉の専門性を持つスクールソーシャルワーカーと連携しながら、子ども一人ひとりを大切にした支援の充実を図っていきます。	学校教育課
乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援体制の推進	乳幼児期から学校卒業まで、対象児童の支援に関するスムーズな引継ぎを行うため、サポートファイル等を活用しながら関係機関が一体となって情報連携及び支援体制の充実を図ります。	子育て支援課 健康課 学校教育課 福祉課
特別支援教育の推進	すべての教職員が特別支援教育の専門性を高め、教育的支援の充実を図っていきます。また、個別の指導計画の策定等により、一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育を進めるとともに、通級指導教室を有効に活用します。	学校教育課

(3) 福祉教育の推進		
施策	内 容	関係部署等
福祉実践教室等の推進	全小中学校で福祉実践教室を実施します。教育・福祉分野の関係機関が連携して質的向上に努めます。	学校教育課
	全小中学校での福祉実践教室に加え、地域住民を対象に障がい理解を深めるために福祉出前講座等を行います。	社会福祉協議会
多様な主体と連携した福祉教育の推進	教育委員会や社会福祉協議会、知多南部地域自立支援協議会等が連携して作成した知多南部3町福祉教育ハンドブックの活用や福祉教育学習会を実施し、福祉教育を推進します。	福祉課 学校教育課 社会福祉協議会

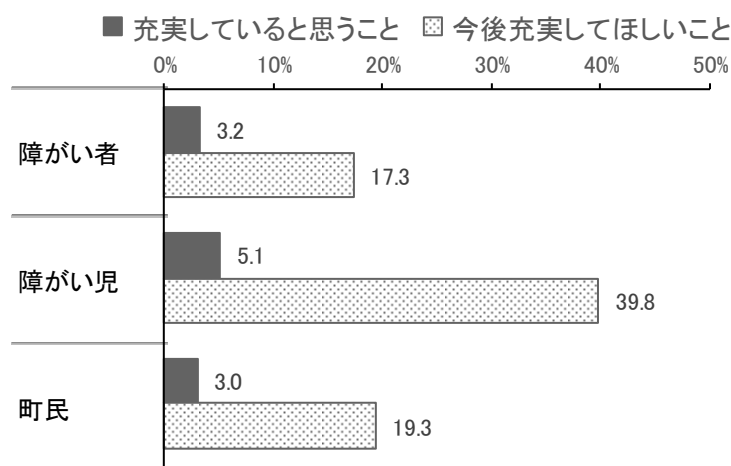
基本目標3 誰もが輝き社会参画できるまちづくり

1 情報のアクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実

現状と課題

- 障がい者・障がい児用・町民向けアンケート調査によると、障がいのある方への情報提供の充実において、充実していると思うことと今後充実してほしいことの差が最も大きかったのは障がい児で34.7ポイント差となっています。
- I C Tの発展等を踏まえながら、障がい特性に応じた情報提供の充実が求められます。

■図表3－7 障がいのある方への情報提供の充実



令和4年「武豊町障がい福祉に関するアンケート調査結果報告書」より

町民・事業所の声

- 行政の施策発信がたりない（自分で調べ、聞いたりしないと内容が分からず利用出来ない）。
〔町民アンケート調査〕
- 受けられる支援や手当について、わかりやすい説明で書かれたパンフレット等があるとうれしい。〔障がい者アンケート調査〕
- 手話での日常会話ができる人、要約筆記ができる人を増やすための学習会などの機会を設けていただきたい。〔自立支援協議会提言〕

実施方針

障がいのある方が地域で生活していくためには、様々な情報を入手できるよう意思疎通に関する手段の確保が必要です。障がいの特性や障がいのある方のそれぞれのニーズに対応できるよう、I C Tの発展に伴い、様々な媒体を活用した情報提供や意思疎通に対する支援の充実に努めます。また、行政情報を発信する際は、わかりやすい表現を行うことを心がけます。

具体的施策

(1) 情報アクセシビリティの向上		
施策	内 容	関係部署等
コミュニケーション支援アプリの周知	聴覚に障がいがある方や知的障がい・発達障がいのある方などのコミュニケーションを支援するために愛知県が作成した「コミュニケーション支援アプリ」の周知を行います。	福祉課
誰にでも分かりやすい情報発信	ホームページを作成する上での基本ルールや具体的な注意事項を示した職員向けアクセシビリティガイドラインを用意し、誰もが理解できる情報を提供できるように職員に周知します。	秘書広報課
(2) 情報提供の充実		
施策	内 容	関係部署等
制度等の情報提供の充実	福祉サービスの利用や各種支援制度について、多様な媒体を活用し、わかりやすい情報の提供に努めます。	福祉課
多様な媒体を活用した相談窓口等の情報提供	相談窓口や気軽に悩みを話せる場について、障がいのある方とその家族への周知を図るため、たけとよのふくしやホームページ・SNS等を通じて情報提供の充実に努めます。	社会福祉協議会
(3) 意思疎通支援の充実		
施策	内 容	関係部署等
意思疎通支援事業の充実	手話通訳者や要約筆記者の派遣事業を行うとともに、手話奉仕員養成講座や要約筆記者養成講座を開催し、人材を育成します。	福祉課
意思疎通に係るサービスの調査研究	「電話リレーサービス」や「音声コード」などの各種サービスを調査研究し、聴覚障がい者や視覚障がい者等が日常生活において円滑な意思疎通ができるよう周知を図ります。	福祉課
適切な日常生活用具の給付	日常生活用具給付等事業に基づき、情報やコミュニケーションに関する支援機器を必要とする人に給付又は貸与を行います。	福祉課

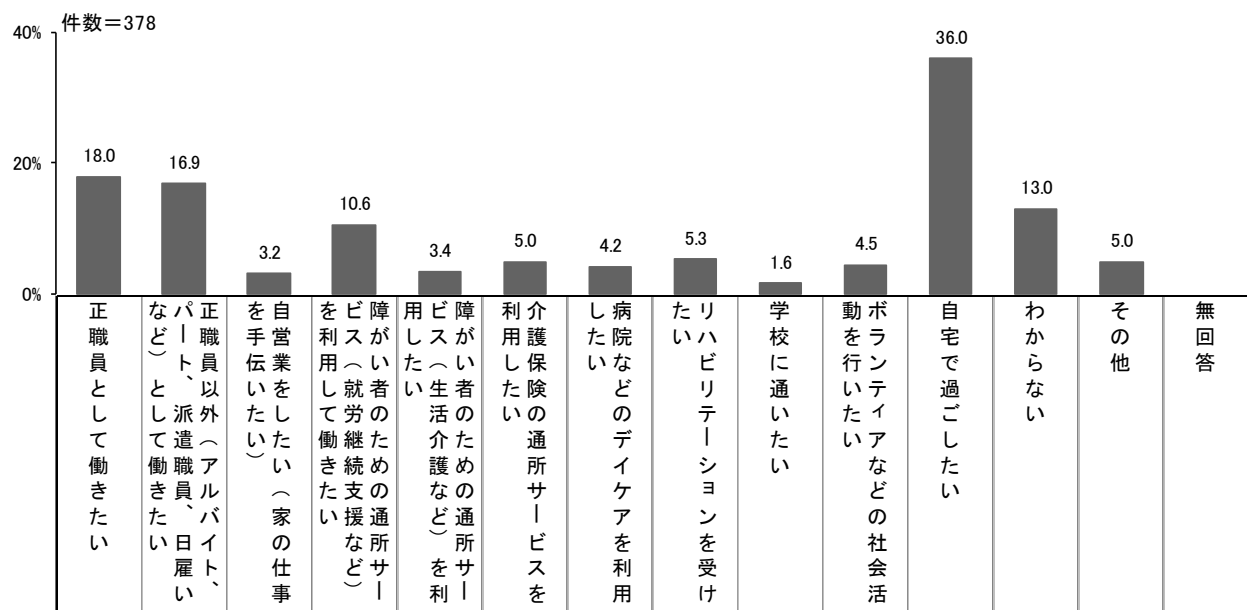
2 雇用・就労、経済的自立の支援

現状と課題

- 障がい者用アンケート調査によると、「現在とは違う過ごし方をしたい」と回答された方に、希望する日中の具体的な過ごし方について調査したところ、正職員として働きたいという回答が18.0%、正職員以外として働きたいという回答が16.9%でした。
- 障がいのある方の社会参加支援や障がいのある方への理解促進を図るため、障がい者授産製品販売促進事業を実施しています。
- 各種手当・年金・各種減免制度については、障害者手帳の新規交付時にご案内しています。

■図表3－8 今後どのように過ごしたいか（複数回答）

【障がい者】



令和4年「武豊町障がい福祉に関するアンケート調査結果報告書」より

町民・事業所の声

- 役所などの公の場所での障がい者雇用を増やして欲しい。〔障がい者アンケート調査〕
- 生活介護の利用を予定している方に向けたガイダンスがあるとよい。中学生くらいになると決めなくてはいけないから、こういうものがあると一気に全部説明が聞ける。〔事業所ヒアリング調査〕
- もう少し武豊町内の企業の方が、障がい者雇用も気にとめてくれたらと思う。〔事業所ヒアリング調査〕
- 就労移行や職場定着の成功例を町内企業に積極的に紹介する。〔自立支援協議会提言〕

実施方針

誰もが地域社会の一員として、収入や生きがいが得られるよう、障がいのある方の就労についての理解の促進を図るとともに関係機関が連携して就労支援を行うなど、障がい者の就労機会の促進を目指します。また、各種手当・制度などの周知や日常生活自立支援制度の周知などにより、経済的自立の支援に努めます。

具体的施策

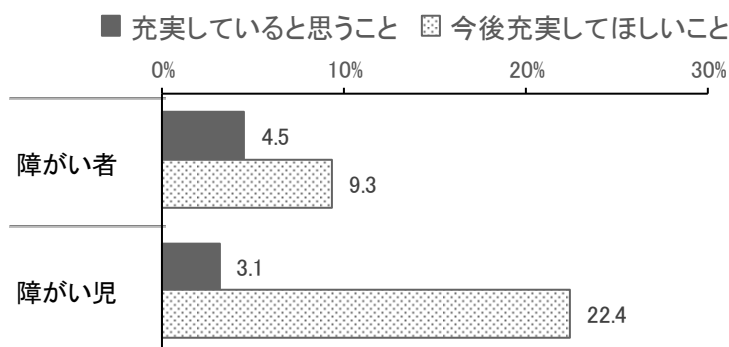
(1) 総合的な就労支援体制の確立		
施策	内 容	関係部署等
関係機関との連携による一般就労支援	相談支援専門員を中心に、公共職業安定所（ハローワーク）等の関係機関との連携を図り、本人の希望や障がいの状況に応じた一般就労への支援に努めます。	福祉課
町内企業等への障がい者雇用の促進	町内にある企業等に対し、障がい者雇用に関する理解を深める機会をつくり、障がい者雇用への理解の促進を図ります。	福祉課
(2) 経済的自立の支援		
施策	内 容	関係部署等
各種手当・年金制度や減免制度の周知	各種障害者手当、障害年金、心身障害者扶養共済制度等について周知に努めます。また、携帯電話料金の割引サービスやNHK受信料の減免の周知に努めます。	福祉課
生活困窮の相談窓口の整備	社会福祉協議会に重層的支援体制整備事業における生活困窮の相談窓口を設置し、複雑化・複合化した相談に対応できる体制を整備します。	福祉課
日常生活自立支援事業の利用促進	地域で自立した暮らしが送れるよう福祉サービスの利用手続きや日常的なお金の管理の手助けを行う日常生活自立支援事業の周知に努めます。	社会福祉協議会
(3) 雇用・就労機会の支援		
施策	内 容	関係部署等
役場の駐車場管理業務の委託	身体障害者福祉協議会へ役場の駐車場管理業務を委託します。	総務課
障がい者就労施設等からの物品等の調達	障害者優先調達推進法の規定に基づく調達方針により、関係各課に対し、障がい者就労施設等からの物品等の調達に関する依頼や調整を行います。	福祉課
授産製品の販売の場の提供及び活動支援	障がい者授産製品販売促進事業を実施し、授産製品の販売促進を進め、障がい者の就労への理解促進を図ります。	福祉課
障害福祉サービスにおける就労系サービスの充実	障がい者の就労に関するニーズが叶えられるよう、事業所や関係機関等に働きかけ、就労系サービスの充実を図ります。	福祉課
障害者雇用促進法等の周知	地域での一般就労は民間企業等の理解が重要であることから障害者雇用促進法や雇用に関わる助成制度等の周知に努めます。	産業課
農福連携の推進	農業に取り組む障がい者就労事業所等に対して営農支援等の情報提供をするとともに、農業経営主体に対しても障がいのある方の雇用支援等の情報提供に努めます。	産業課

3 文化芸術活動・スポーツ等の振興

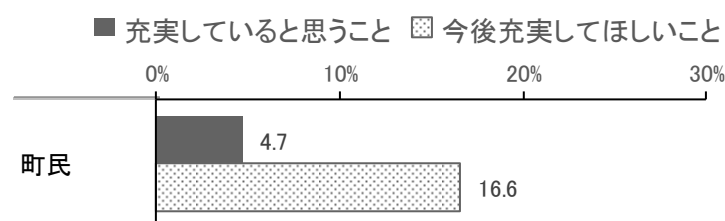
現状と課題

- 障がい者・障がい児用アンケート調査によると、今後充実してほしいこととして、障がい児で「障がい者のスポーツ・文化・レクリエーション活動の支援」への回答が22.4%となっています。また、町民用アンケート調査において、「障がいのある方へのスポーツ・文化・レクリエーション活動の支援」が充実していると感じている人は4.7%となっています。

■図表3－9 障がい者のスポーツ・文化・レクリエーション活動の支援



■図表3－10 障がいのある方へのスポーツ・文化・レクリエーション活動の支援



令和4年「武豊町障がい福祉に関するアンケート調査結果報告書」より

町民・事業所の声

- 障がい者で名古屋などに出かけられなくなりましたので、コロナが収まった頃に、音楽演奏、落語、講座などの催し物があればと思います。〔障がい者アンケート調査〕
- 自分で参加できる人はよい。そうではない人に手を差し伸べる手立てが必要ではないか。〔事業所ヒアリング調査〕
- 障がいの軽い、重いはあるが一旦参加してもらい、やれることをやっていただく形を検討できるとよい。〔事業所ヒアリング調査〕

実施方針

全ての障がいのある方が、生活の質を高めることができるようスポーツ・文化・レクリエーション活動への参加を通じて、心身の健康づくりや生きがいづくり、社会参加と交流を図ります。

また、地域住民による日ごろからの身近な支えあいを推進するため、幅広い年代層で様々な立場の方が参加できる支えあい活動の推進を目指します。

具体的施策

(1) 文化芸術活動の推進		
施策	内 容	関係部署等
障がい者も参加できる各種講座の推進	文化芸術活動や生涯学習活動等各種講座について、必要に応じて磁気テープや手話通訳・要約筆記などの利用案内や、シーンボイスガイドなどの活用など、障がいがあっても気軽に参加できるよう取り組んでいきます。	生涯学習課 中央公民館 歴史民俗資料館 図書館 町民会館 社会福祉協議会
障がい者に対する図書館サービスの充実	点字図書、聴覚資料等を収集・提供するとともに、視覚障がいのある方に対する自宅配本サービス等、障がいのある方に対するサービスの充実に努めます。	図書館
(2) 障がい者スポーツの振興		
施策	内 容	関係部署等
障がい者も参加できるスポーツ・レクリエーション活動の推進	障がいのある方もない方も一緒に参加できるスポーツ・レクリエーション活動（ニュースポーツ教室・大会、町内福祉施設への出前講座等）を企画、開催し、障がいの有無にかかわらずスポーツを行うことのできる環境づくりに取り組みます。	社会福祉協議会 スポーツ課
スポーツ大会等への参加促進	全国障害者スポーツ大会や愛知県障害者スポーツ大会等競技スポーツの各種大会への参加促進を図るため、周知します。	福祉課
(3) ボランティア・地域福祉活動の充実		
施策	内 容	関係部署等
地域での声かけや見守りの推進	障がいのある方、子ども、高齢者等全ての地域住民同士が顔なじみになれるよう、3A運動や各小中学校におけるあいさつ運動等を実施していきます。	学校教育課
障がい福祉に関係するボランティア講座の推進	ボランティア団体と協力しながら各種ボランティア養成講座を開催するとともに、町民からのニーズに応じて必要な学習機会や研修の場の提供を検討していきます。	社会福祉協議会
ボランティアコーディネーターを通じたボランティア活動の支援	ボランティア団体同士の情報交換や交流の場を提供します。また、ボランティア活動団体に助成・活動支援を実施し、ボランティア活動の充実を図ります。	社会福祉協議会
地域での居場所づくりやふれあい活動の推進	通いの場やイベントなど身近なところで障がいのある方と地域住民がふれあえる機会や居場所づくり、ふれあい活動の推進に努めます。	社会福祉協議会

5 障がい者計画の数値目標

令和4年に実施したアンケート調査結果から基準値と目標値を設定しています。次回のアンケートは令和10年中を予定しています。

1 安全・安心で暮らしやすい共生のまちづくり

1 権利擁護の推進、虐待の防止及び差別の解消

項目	基準値 (令和4年)	目標値 (令和10年)	考え方
障がい福祉への関心度(町民向け調査)	55.7%	61.3%	障がい福祉について『関心がある』(「とても関心がある」「ある程度関心がある」を合計したもの)と回答した方の割合
障害者差別解消法の認知度 (障がい者用調査)	27.3%	30.0%	障害者差別解消法について『知っている』(「名称も内容も知っている」「名称は知っているが、内容は知らない」を合計したもの)と回答した方の割合
障害者差別解消法の認知度 (障がい児用調査)	43.8%	48.2%	
障害者差別解消法の認知度 (町民向け調査)	29.5%	32.5%	
ヘルプカードの認知度 (障がい者用調査)	65.6%	72.2%	ヘルプカードについて『知っている』(「知っている、持っている」「知っているが、持っていない」を合計したもの)と回答した方の割合
ヘルプカードの認知度 (障がい児用調査)	82.6%	90.9%	
ヘルプカードの認知度(町民向け調査)	57.7%	63.5%	ヘルプカードについて「知っている」と回答した方の割合

2 利用しやすい生活環境の整備

項目	基準値 (令和4年)	目標値 (令和10年)	考え方
公共施設のバリアフリー化 (障がい者用調査)	4.9%	5.4%	「充実していると思うこと」について回答した方の割合
公共施設のバリアフリー化 (障がい児用調査)	8.2%	9.0%	

3 防災・防犯対策の推進

項目	基準値 (令和4年)	目標値 (令和10年)	考え方
緊急時の支援体制の充実 (障がい者用調査)	2.8%	3.1%	「充実していると思うこと」について回答した方の割合
緊急時の支援体制の充実 (障がい児用調査)	3.1%	3.4%	
災害時の支援者登録 (町民向け調査)	1.1%	1.2%	災害時における地域在住の障がい者支援について災害時の支援者として「登録している」と回答した方の割合

2 地域で支えあい、健康でいきいきと暮らせるまちづくり

1 自立した生活の支援

項目	基準値 (令和4年)	目標値 (令和10年)	考え方
相談体制について（障がい者用調査）	30.4%	33.4%	現在の相談体制について「満足している」と回答した方の割合
相談体制について（障がい児用調査）	38.8%	42.7%	

2 保健・医療の充実

項目	基準値 (令和4年)	目標値 (令和10年)	考え方
相談窓口や相談指導する体制の充実（障がい者用調査）	5.8%	6.4%	「充実していると思うこと」について回答した方の割合
相談窓口や相談指導する体制の充実（障がい児用調査）	7.1%	7.8%	

3 こどもへの支援・教育の充実

項目	基準値 (令和4年)	目標値 (令和10年)	考え方
障がいのある子どもの療育や教育の充実（障がい者用調査）	4.4%	4.8%	「充実していると思うこと」について回答した方の割合
障がいのある子どもの療育や教育の充実（障がい児用調査）	8.2%	9.0%	

3 誰もが輝き社会参画できるまちづくり

1 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実

項目	基準値 (令和4年)	目標値 (令和10年)	考え方
障がいのある方への情報提供の充実（障がい者用調査）	3.2%	3.5%	「充実していると思うこと」について回答した方の割合
障がいのある方への情報提供の充実（障がい児用調査）	5.1%	5.6%	

2 雇用・就労、経済的自立の支援

項目	基準値 (令和4年)	目標値 (令和10年)	考え方
障がい者の就労率（障がい者用調査）	31.8%	35.0%	日中のおもな過ごし方について『働いている』（「正職員として働いている」、「正職員以外として働いている」、「自営業をしている」、「障がい者のための通所サービスを利用して働いている」を合計したもの）と回答した方の割合

3 文化芸術活動・スポーツ等の振興

項目	基準値 (令和4年)	目標値 (令和10年)	考え方
ボランティア活動への参加意向（町民向け調査）	38.8%	42.7%	ボランティア活動について『参加したい』（「ぜひ参加したい」「できるだけ参加したい」「機会があれば参加したい」を合計したもの）と回答した方の割合

第4章 第7期武豊町障がい福祉計画・ 第3期武豊町障がい児福祉計画

1 基本理念

第3次武豊町障がい者計画に掲げる基本理念「支え合い 一人ひとりの個性が輝き ひとがつながるまち 武豊」及び国の基本指針を踏まえ、第7期武豊町障がい福祉計画及び第3期武豊町障がい児福祉計画においては、次の基本理念を掲げ計画を作成し、諸施策を推進します。

1. 障がいのある方の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がいのある方の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

2. 町を基本とする仕組みとサービス対象者への周知

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等に関し、地域でサービスが利用できるよう、町を実施主体の基本とするとともに、難病患者等を含めた対象者へのサービスの充実と周知を図ります。

3. 地域生活への移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備

障がいのある方の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整えとともに、障がいのある方の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

4. 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組めます。また、重層的支援体制整備事業の活用も含めて検討し、体制整備を進めます。

5. 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児及びその家族に対し、身近な地域で支援できるように、障害児通所支援等の充実を図るとともに、障がい児のライフステージに沿って、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

6. 障がい福祉人材の確保・定着

将来にわたって安定的に様々な障がい福祉に関する事業を実施していくための人材の確保・定着を図るため、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係者と協力して取り組んでいきます。

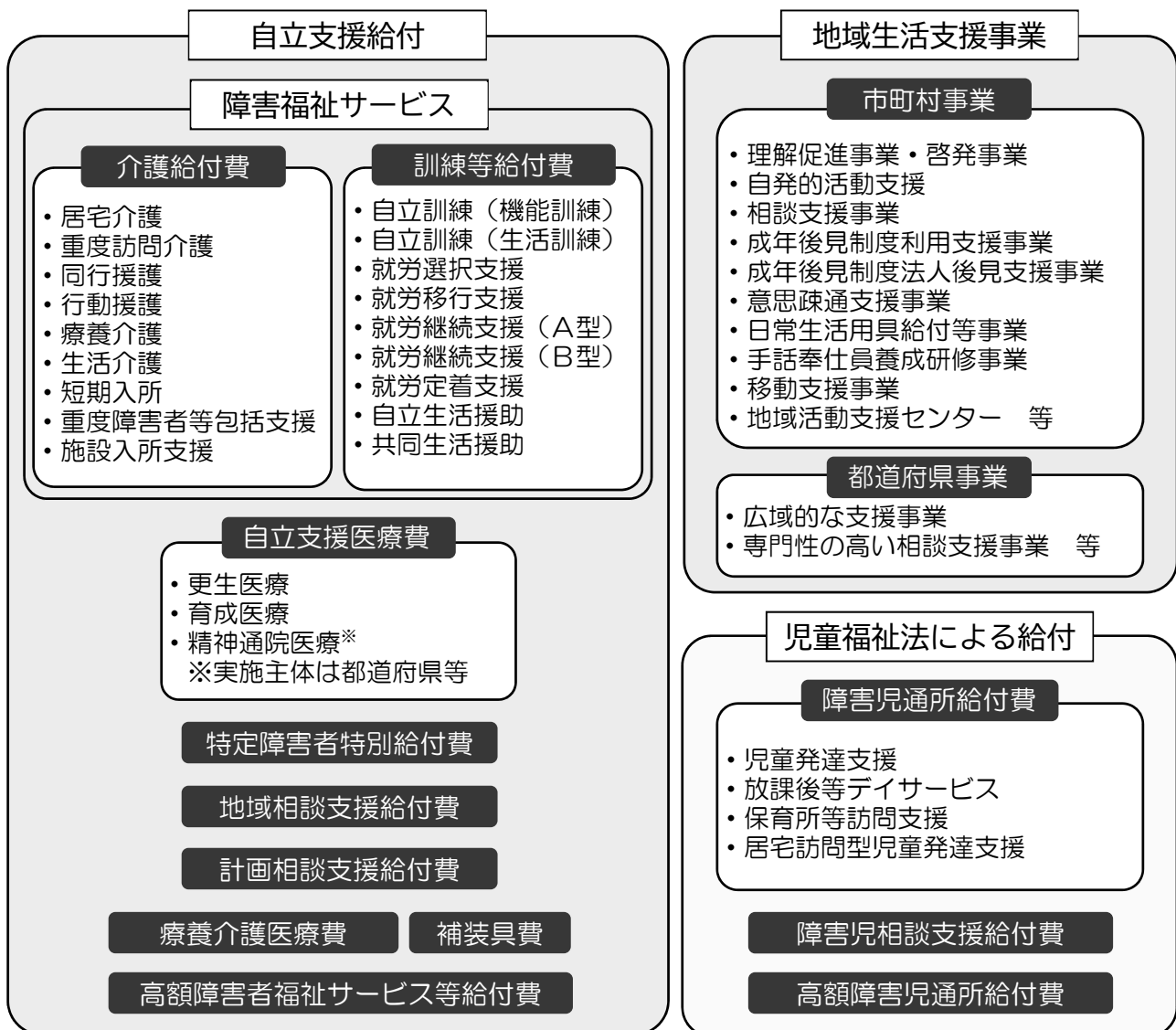
7. 障がい者の社会参加を支える取組

障がいのある方が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がいのある方の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。さらに、情報の取得利用・意思疎通を推進するため、障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進を図ります。

2 障害福祉サービス等の体系図

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画では、障害者総合支援法に基づく自立支援給付及び地域生活支援事業並びに児童福祉法の各サービスの実施目標を設定します。

サービス体系は下記のとおりです。



3 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画における成果 目標と実績（評価）

（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から施設入所者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する方の数を見込み、その上で令和5年度末の段階において地域生活に移行する方の数値目標を設定しました。

令和元年度末の施設入所者数12人のうち、1人（8％）が地域での生活に移行するという目標設定に対し、実績見込みは0人となりました。また、令和5年度末時点の施設入所者数は、令和元年度末施設入所者12人から1人（8％）を削減するという目標設定に対し、実績見込みは0人となりました。

■図表4－1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	目標値	実績 (見込み)	考え方
令和元年度末の施設入所者数	—	12人	令和元年度末の施設入所者数
地域生活移行者数	1人 (8%)	0人	令和元年度末の全入所者のうち、施設入所からグループホーム等へ移行した人数
削減数	1人 (8%)	0人	令和5年度末段階での削減数

◆国の基本指針

令和元年度末時点の福祉施設に入所している障害者（以下「施設入所者」という。）のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、令和5年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。その際、福祉施設においては、必要な意思決定支援が行われ、施設入所者の地域生活への移行等に関し、本人の意思が確認されていることが重要である。当該目標値の設定に当たっては、令和元年度末時点の施設入所者数の6％以上が地域生活へ移行することとともに、これに合わせて令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6％以上削減することを基本とする。

当該目標値の設定に当たっては、令和2年度末において、障害福祉計画で定めた令和2年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和5年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

（２）地域生活支援拠点等が有する機能の充実

継続して令和5年度末までの間、知多南部地域（南知多町、美浜町、武豊町）の複数機関で担う仕組み（面的な体制）にて実施している地域生活支援拠点等（1か所）を確保しました。また、知多南部地域自立支援協議会社会資源開発部会において、年1回運用状況を検証および検討する体制をつくりました。

◆国の基本指針

地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。以下同じ。）について、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針で示された就労支援に関する成果目標を3項目設定しました。

① 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労へ移行する方については、令和5年度中に一般就労に4人（2倍）移行するという目標設定に対し、実績見込みは5人（2.5倍）となりました。サービス種別ごとの達成状況は図表4-2のとおりです。

■図表4-2 福祉施設から一般就労へ移行

項目	目標値	実績 (見込み)	考え方
令和元年度の一般就労移行者数	—	2人	就労移行支援事業等を通じて令和元年度に一般就労した人数
就労移行支援事業	—	1人	就労移行支援事業を通じて令和元年度に一般就労した人数
就労継続支援A型事業	—	0人	就労継続支援A型事業を通じて令和元年度に一般就労した人数
就労継続支援B型事業	—	1人	就労継続支援B型事業を通じて令和元年度に一般就労した人数
令和5年度の一般就労移行者数	4人 (2倍)	5人 (2.5倍)	就労移行支援事業等を通じて令和5年度に一般就労する人数
就労移行支援事業	2人 (2倍)	3人 (3倍)	就労移行支援事業を通じて令和5年度に一般就労する人数
就労継続支援A型事業	1人	0人	就労継続支援A型事業を通じて令和5年度に一般就労する人数
就労継続支援B型事業	1人 (1倍)	2人 (2倍)	就労継続支援B型事業を通じて令和5年度に一般就労する人数

◆国の基本指針

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。この際、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定めることとする。

具体的には、就労移行支援事業については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上とすることを基本とする。また、就労継続支援については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施することが事業目的であること等に鑑み、就労継続支援A型事業については令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.23倍以上を目指すこととする。

なお、目標値の設定に当たり、令和2年度末において、障害福祉計画で定めた令和2年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和5年度末における目標値に加えた割合以上を目標値とする。

② 就労定着支援事業の利用者数

令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを目標としていましたが、実績見込みは6割でした。

③ 就労定着支援事業所の就労定着率

就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とするという目標設定をしていましたが、計画期間中に町内に就労定着支援事業所の参入はなかったため実績はありません。

◆国の基本指針

就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率（過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合をいう。以下同じ。）に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者数については、各地域における就労定着支援事業の事業所数等を踏まえた上で、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。さらに、就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

（4）障がい児支援の提供体制の整備等

① 児童発達支援センターの設置

目標で設定していた相談支援事業の対象範囲及びあおぞら園での受入人数の拡充を図るため、令和3年度に基本設計、令和4年度に実施設計、令和5・6年度に建設工事を行い、令和7年度の設置に向けた事業を進めています。また、町内の障害児通所支援事業所等と連携し、効果的な運用に向けた検討の場を設けました。

◆国の基本指針

令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

② 保育所等訪問支援の利用体制の構築

令和5年度末までに、町内で保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を目標として設定しました。本町には、保育所等訪問支援事業所が1カ所あり、利用できる体制を確保しています。

◆国の基本指針

各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

③ 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を圏域で確保することを目標として設定しました。

児童発達支援事業所は半田市に1カ所、東海市に1カ所、大府市に2カ所、放課後等デイサービス事業所は半田市に3カ所、東海市に2カ所、大府市に3カ所、知多市に2カ所あり、利用できる体制を圏域で確保しています。

◆国の基本指針

令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

継続的に知多南部地域自立支援協議会子ども部会を協議の場として、関係機関との連携を図りました。

また、医療的ケア児等コーディネーターについては、従来の相談支援専門員1名に加え、保健師1名を増員しました。

◆国の基本指針

令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

令和4年1月から基幹相談支援センター化を行い、総合的・専門的な相談支援体制の構築を図りました。また、基幹相談支援センターから町内事業所等に対し、専門的な指導等を行うことで、事業所等関係機関の支援力の向上に努めました。

また、基幹相談支援センターを中心に相談支援事業所連絡会を定期的に行い、ケース検討等を行い相談支援事業所間の連携強化とスキルアップに取り組みました。

■図表4-3 相談支援体制の充実・強化のための取組

取組事項	令和3年度		令和4年度		令和5年度（見込）	
	目標値	実績	目標値	実績	目標値	実績
総合的・専門的な相談支援の実施	有	有	有	有	有	有
専門的な指導・助言件数	0件	4件	0件	398件	1件	547件
人材育成の支援件数	0件	32件	0件	24件	1件	26件
連携強化の取組実施回数	0回	1回	0回	5回	1回	12回

◆国の基本指針

令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、別表第1の9の表各項に掲げる総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

(別表第1の9 相談支援体制の充実・強化のための取組)

総合的・専門的な相談支援	障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定する。
地域の相談支援体制の強化	・地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定する。 ・地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込みを設定する。 ・地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数の見込みを設定する。

（６）障害福祉サービスの質を向上させるための取組

迅速かつ適切な相談対応を目指し、町職員が障害支援区分認定調査員研修など各種研修に参加しました。

また、県による監査指導の結果や審査支払結果の自主点検を行い、事業所の請求内容に誤りがあった場合は、関係自治体等と適切な請求内容の共有を行いました。

■図表４－４ 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

取組事項	令和３年度		令和４年度		令和５年度	
	目標値	実績	目標値	実績	目標値	実績
研修への本町職員の参加人数	５人（延）	１０人（延）	５人（延）	１０人（延）	５人（延）	１３人（延）
事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及び実施回数	０回	１回	０回	２回	１回	１回

◆国の基本指針

令和５年度末までに、別表第１の１０の表各項に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

（別表第１の１０ 障害福祉サービスの質を向上させるための取組）

障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込みを設定する。

4 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画における成果目標

（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から施設入所者のうち、今後グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、そのうえで令和8年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定します。国の基本指針では、令和5年度末までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を加えた割合以上を目標値とするとされていますが、地域生活移行者数については、これまでの実績等を勘案して以下のとおりとします。

- ① 令和8年度末までに、令和4年度末の施設入所者数16人のうち、1人（6％）が地域での生活に移行するものとします。
- ② 令和8年度末時点の施設入所者数は、令和4年度末の施設入所者数16人から1人（6％）減少した15人とします。

地域生活を希望する方の移行が円滑に進むように相談支援事業所連絡会などで問題提起を行い、関係者と協力しながら事業者に働きかけ、グループホーム等の確保に務めます。

■図表4－5 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	目標値	実績	考え方
令和4年度末の施設入所者数	—	16人	令和4年度末の施設入所者数
地域生活移行者数	1人 (6%)	—	令和4年度末の全入所者のうち、施設入所からグループホーム等へ移行した人数
削減数	1人 (6%)	—	令和8年度段階での削減数

◆国の基本指針

令和4年度末時点の福祉施設に入所している障害者（以下「施設入所者」という。）のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、令和8年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。その際、福祉施設においては、必要な意思決定支援が行われ、施設入所者の地域生活への移行等に関し、本人の意思が確認されていることが重要である。

当該目標値の設定に当たっては、令和4年度末時点の施設入所者数の6％以上が地域生活へ移行することとともに、これに合わせて令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5％以上削減することを基本とする。

当該目標値の設定に当たっては、令和5年度末において、障害福祉計画で定めた令和5年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

（２）地域生活支援の充実

令和8年度末までの間、知多南部地域（南知多町、美浜町、武豊町）の複数機関で担う仕組み（面的な体制）にて実施している地域生活支援拠点等（1か所）を確保しつつ、その機能の充実や緊急時の連絡体制の構築のため、地域生活支援拠点コーディネーターの配置を検討し、引き続き知多南部地域自立支援協議会社会資源開発部会において年1回以上運用状況を検証及び検討することを目指します。

また、強度行動障害を有する者の支援体制の充実を図るため、知多南部地域自立支援協議会で支援ニーズを把握し、事業者のスキルアップを目的とした研修参加促進を含めた支援体制の整備を検討します。

◆国の基本指針

障害者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させるため、令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。

また、強度行動障害を有する者の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であり、令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。

（3）福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針では、就労支援に関する成果目標が3項目示されています。

成果目標の達成のために就労系サービスの推進を図るとともに、ハローワークや知多地域障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携を図りながら、福祉施設から一般就労への移行・定着の支援に努めます。

① 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労へ移行する方については、令和8年度中に9人（1.5倍）が一般就労に移行することを目標とします。また、サービス種別毎では、就労移行支援事業からは3人（1.5倍）、就労継続支援A型事業からは3人（1.5倍）、就労継続支援B型事業からは3人（1.5倍）が一般就労に移行することを目標とします。

さらに、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目標とします。ただし、現在町内には就労移行支援事業所は存在しないため、計画期間中に就労移行支援事業所の参入があった場合の目標とします。

■図表4－6 福祉施設から一般就労への移行

項目	目標値	実績	考え方
令和3年度の一般就労移行者数	—	6人	就労移行支援事業等を通じて令和3年度に一般就労した人数
就労移行支援事業	—	2人	就労移行支援事業を通じて令和3年度に一般就労した人数
就労継続支援A型事業	—	2人	就労継続支援A型事業を通じて令和3年度に一般就労した人数
就労継続支援B型事業	—	2人	就労継続支援B型事業を通じて令和3年度に一般就労した人数
令和8年度の一般就労移行者数	9人 (1.5倍)	—	就労移行支援事業等を通じて令和8年度に一般就労する人数
就労移行支援事業	3人 (1.5倍)	—	就労移行支援事業を通じて令和8年度に一般就労する人数
就労継続支援A型事業	3人 (1.5倍)	—	就労継続支援A型事業を通じて令和8年度に一般就労する人数
就労継続支援B型事業	3人 (1.5倍)	—	就労継続支援B型事業を通じて令和8年度に一般就労する人数

◆国の基本指針

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。この際、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定めることとする。

具体的には、就労移行支援事業については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。さらに、事業所ごとの実績の確保・向上の観点から、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。また、就労継続支援については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施することが事業目的であること等に鑑み、就労継続支援A型事業については令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.28倍以上を目指すこととする。

② 就労定着支援事業の利用者数

就労定着支援事業の利用者については、令和8年度中に6人（1.5倍）が就労定着支援事業を利用し、一般就労への定着を図ることを目標とします。

■図表4－7 就労定着支援事業の利用者数

項目	目標値	実績	考え方
令和3年度末の就労定着支援事業利用者数	—	4人	令和3年度末における就労定着支援事業利用者数
令和8年度末の就労定着支援事業利用者数	6人 (1.5倍)	—	令和8年度末において就労定着支援事業を利用する人数

◆国の基本指針

就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。

③ 就労定着支援事業所の就労定着率

令和8年度末時点において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを目標とします。ただし、現在町内には就労定着支援事業所は存在しないため、計画期間中に就労定着支援事業所の参入があった場合の目標とします。

◆国の基本指針

就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

（４）障がい児支援の提供体制の整備等

国の基本指針では、障がい児支援に関する成果目標が３項目示されています。

① 児童発達支援センターの設置

あおぞら園の建替えに合わせて令和７年度運用開始を予定しています。

児童発達支援センターは障がい児支援において地域の中核機能を担うことが期待されていることから、引き続き相談支援事業と保育所等訪問事業を実施し、以下の機能を発揮することができるよう事業所等と連携しながら検討を進めます。

- ・幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
- ・地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能
- ・地域のインクルージョン推進の中核機能
- ・地域の発達支援に関する入り口としての相談機能

◆国の基本指針

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和８年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも一カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。また、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和８年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。

② 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

令和８年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を引き続き圏域で確保することを目標とします。しかしながら、より身近な地域で支援を受けられるよう、重症心身障がい児を支援する事業所に対し、近隣市町や町内への設置を呼びかけます。また、利用希望がある際は、事業所等の関係者と調整を図り、利用できる体制を整えます。

◆国の基本指針

重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、令和８年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも１カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

平成３０年度より知多南部地域自立支援協議会子ども部会を協議の場として設置しています。

また、医療的ケア児等コーディネーターについては、相談支援専門員に加え、保健師などの有資格者の増員を目指します。

◆国の基本指針

医療的ケア児等が適切な支援を受けられるように、令和８年度末までに保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

令和8年度末までに、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを目標とします。

■図表4－8 相談支援体制の充実・強化のための取組

○基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化

取組事項		見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置	総合的・専門的な相談支援の実施	有	有	有
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	専門的な指導・助言件数	547件	547件	547件
	人材育成の支援件数	26件	26件	26件
	連携強化の取組実施回数	12回	12回	12回
	個別事例の支援内容の検証の実施回数	7回	7回	7回
	主任相談支援専門員の配置数	3人	3人	3人
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	事例検討の実施回数	9回	9回	9回
	参加事業者・機関数	35機関	35機関	35機関
	専門部会の設置数	6部会	6部会	6部会
	専門部会の実施回数	28回	28回	28回

◆国の基本指針

相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが別表第一の九の表各項に掲げる地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。

また、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、別表第一の九の表に掲げる個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

（別表第1の9 相談支援体制の充実・強化のための取組）

基幹相談支援センターの設置	基幹相談支援センターの設置有無の見込みを設定する。
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数、地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数、個別事例の支援内容の検証の実施回数の見込みを設定する。
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）及び参加事業者・機関数、協議会の専門部会の設置数及び実施回数（頻度）の見込みを設定する。

（６）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

令和８年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを目標とします。

各種研修の活用については、愛知県障害者相談支援体制整備事業に基づく地域アドバイザーが開催する圏域基幹会議に参加する人数を見込みます。

■図表４－ ９ 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

取組事項		見込み		
		令和６年度	令和７年度	令和８年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	研修への本町職員の参加人数	10人(延)	10人(延)	10人(延)
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及び実施回数	1件	1件	1件

◆国の基本指針

利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、令和８年度末までに、別表第一の十の表各項に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

（別表第１の10 障害福祉サービスの質を向上させるための取組）

障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込みを設定する。

5 障害福祉サービスの量の見込みと確保の方策

（１）訪問系サービス

訪問系サービスには、次のようなサービスがあります。

居 宅 介 護
(ホームヘルプ)

居宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

重度訪問介護

重度の肢体不自由又は重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり常に介護を必要とする方に、居宅で食事等の身体介護や調理等の家事援助、外出時の移動支援等を行います。また、入院中の医療機関において、医療従事者等に適切な支援方法の伝達等の支援を行います。

同 行 援 護

視覚障がいのある方の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護等を行います。

行 動 援 護

自傷、徘徊等の危険を回避するために必要な援護や外出時の移動支援を行います。

重度障害者等
包 括 支 援

極めて重度の障がいのある方に居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

■図表4－10 訪問系サービスの見込み

(1か月あたり)

サービス種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問系サービス 合 計	人	60	63	67	68	69	70
	時間	920	942	982	981	980	980
居宅介護 (ホームヘルプ)	人	54	54	58	59	59	60
	時間	870	859	903	897	891	885
重度訪問介護	人	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0
同行援護	人	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0
行動援護	人	6	9	9	9	10	10
	時間	50	83	79	84	89	95
重度障害者等 包括支援	人	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0

◎ 見込量を確保するための方策 ◎

訪問系サービスのうち、居宅介護については、アンケート調査等から今後の利用意向が高く示されていることや利用実績等を踏まえ、継続的な利用が見込まれます。行動援護についても、同様に継続的な利用が見込まれます。また、重度訪問介護、同行援護、重度障害者等包括支援については、利用実績がなく、本計画期間中は見込んでいませんが、これらのサービスの利用を妨げるものではありません。

町内には居宅介護事業所が5か所、重度訪問介護事業所が3か所、同行援護事業所が1か所、行動援護事業所が2か所ありますが、サービスが必要となる日や時間帯が集中することや人材不足により、希望するサービス量が十分に提供できない状況があります。

町内及び近隣市町の事業者に対して、専門的人材を確保するために知多南部地域自立支援協議会を通じた専門的人材を養成する研修への参加費の補助や、県等が実施している研修等の情報提供を行っていきます。

（２）日中活動系サービス

日中活動系サービスには、次のようなサービスがあります。

生活介護	常時の介護を必要とする方に、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 （機能訓練）	一定期間、身体機能の向上に必要な訓練を行います。
自立訓練 （生活訓練）	一定期間、生活能力の向上に必要な訓練を行います。
就労選択支援	本人の就労能力や適性、配慮事項などを整理し、本人の希望に応じて能力などに合致した一般就労と福祉サービスの事業所を選択できるアセスメントを行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する 65 歳未満の方に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 （ A 型 ）	一般企業等での就労が困難な 65 歳未満の方に、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。【雇用型】
就労継続支援 （ B 型 ）	一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、就労への移行に向けた知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。【非雇用型】
就労定着支援	相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	医療と常時の介護を必要とする方に、医療機関において機能訓練や療養上の管理、看護や介護を行います。
短期入所 （福祉型・医療型）	居宅で介護する方が病気の場合等に、施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。障害者支援施設等において実施する福祉型と、病院、診療所、介護老人保健施設において実施する医療型があります。

■図表4－11 日中活動系サービスの見込み

(1か月あたり)

サービス種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人	90	90	93	94	96	97
	人日	1,697	1,676	1,826	1,868	1,911	1,956
自立訓練 (機能訓練)	人	0.3	0	1	1	1	2
	人日	1	0	7	9	11	13
自立訓練 (生活訓練)	人	1	3	2	2	2	2
	人日	10	26	35	35	35	36
うち精神障がい者	人	1	3	2	2	2	2
就労選択支援	人					0	1
就労移行支援	人	9	11	7	7	7	7
	人日	160	163	107	101	95	89
就労継続支援 (A型)	人	11	11	17	18	19	20
	人日	224	214	341	365	391	418
就労継続支援 (B型)	人	101	107	123	131	140	149
	人日	1,624	1,735	2,029	2,162	2,303	2,454
就労定着支援	人	3	4	3	3	4	4
療養介護	人	0	0	0	0	0	0
短期入所 (福祉型)	人	14	13	16	16	16	16
	人日	86	78	97	97	96	96
短期入所 (医療型)	人	2	1	1	1	1	1
	人日	5	4	7	8	8	9

◎ 見込量を確保するための方策 ◎

日中活動系サービスのうち、生活介護、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）については、利用実績や特別支援学校卒業生の見込み等から増加すると見込んでいます。療養介護については、利用を見込んでいません。自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労定着支援、短期入所（福祉型）、短期入所（医療型）については、継続的な利用が見込まれます。令和7年10月から新たに設けられる就労選択支援については、令和8年度に1人を見込んでいます。

町内には生活介護事業所が5か所、就労継続支援（A型）事業所が1か所、就労継続支援（B型）事業所が5か所、短期入所（福祉型）事業所が1か所あります。

できる限り身近な地域でのサービス利用が可能となるよう、町内への事業展開に関する働きかけや近隣市町を含めたサービス提供の調整を図りながら、体制整備に努めます。また、福祉施設から一般就労への移行を支援するため、ハローワーク等の関係機関との連携を図り、就労系サービスの充実を図ります。

(3) 居住系サービス

居住系サービスには、次のようなサービスがあります。

自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしをした方に一定期間、定期的な巡回訪問等の支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	主に夜間において、共同生活住居で相談、入浴、排せつ、食事の介護等、日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	夜間に介護を必要とする方に、入所施設で、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、住まいの場を提供します。

■図表4－12 居住系サービスの見込み

(1か月あたり)

サービス種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人	0	0	0	0	0	0
うち精神障がい者	人	0	0	0	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	人	32	36	39	41	44	46
うち精神障がい者	人	5	6	5	5	6	6
施設入所支援	人	14	15	16	16	16	15

◎ 見込量を確保するための方策 ◎

自立生活援助については、利用実績がなく、本計画期間中の利用を見込んでいませんが、地域移行の推進の観点から利用を妨げるものではありません。共同生活援助については、継続的な利用が見込まれます。施設入所支援については、令和4年度末時点の16人に対し、6%にあたる1人を削減目標とし、令和8年度の施設入所者数を15人と見込みました。

共同生活援助事業所が令和5年5月に新たに設置され、現在は5か所ありますが、利用者のうち、町内の事業所の利用者割合は5割程度です。地域での見込量を確保するため引き続き町内事業者と協力を仰ぐとともに、近隣市町への事業所へも協力を仰ぎます。施設入所支援については、地域移行の推進を前提としつつ、新たに施設入所の必要性が生じた場合には、広域的な対応によるサービス提供に努めます。

(4) 相談支援

相談支援には、次のようなサービスがあります。

計画相談支援	障がいのある方の心身の状況、置かれている環境、サービスの利用意向等を 勘案してサービス等利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者と連 絡調整を行い計画を作成します。また、継続して障害福祉サービスや地域相 談支援を適切に利用できるよう、サービス等利用計画の見直しを行うととも に、必要に応じて支給決定申請の勧奨を行います。
地域移行支援	障害者支援施設の入所者、精神科病院の入院者等に、地域生活への移行のた めの活動に関する相談等を行います。
地域定着支援	ひとり暮らしの障がいのある方等と常時の連絡体制を確保し、緊急事態の相 談等を行います。

■図表4－13 相談支援サービスの見込み

(1か月あたり)

サービス種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人	65	62	62	63	64	65
地域移行支援	人	0.1	0	1	1	1	1
うち精神障がい者	人	0.1	0	1	1	1	1
地域定着支援	人	0	0	0	1	1	1
うち精神障がい者	人	0	0	0	1	1	1

◎ 見込量を確保するための方策 ◎

計画相談支援については、障害福祉サービスの利用増加に伴い、サービス等利用計画の作成やモニタリングの件数が増加する見込みです。相談支援事業所は町内に3か所ありますが、相談支援専門員の増員や相談支援事業所の開設への働きかけなど、地域の相談支援体制を強化する取組を実施します。地域移行支援及び地域定着支援については、地域移行の推進の観点から、令和6年度以降1人を見込んでいます。利用希望があった場合に質の高いサービスが提供できるよう事業所と調整していきます。

6 地域生活支援事業の量の見込みと確保の方策

地域生活支援事業は、障がいのある方が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施することを目的としています。

地域生活支援事業には、町の必須事業として位置づけられているものと、町の施策に応じて実施する任意事業として位置づけられているものがあります。

■地域生活支援事業の一覧

必須事業

- (1) 理解促進研修・啓発事業、
自発的活動支援事業
- (2) 相談支援事業
- (3) 成年後見制度利用支援事業、
成年後見制度法人後見支援事業
- (4) 意思疎通支援事業、
手話奉仕員養成研修事業
- (5) 日常生活用具給付等事業
- (6) 移動支援事業
- (7) 地域活動支援センター

任意事業

- (8) 訪問入浴サービス事業
- (9) 日中一時支援事業
- (10) 生活サポート事業
- (11) 知的障害者職親委託事業
- (12) 自動車運転免許取得・改造助成事業

必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業

障がいのある方や障がい特性等に関する地域住民の理解を深めるための、又は心のバリアフリーの推進を図るための啓発を行います。また、障がいのある方やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援を行います。

◎ 見込量を確保するための方策 ◎

知多南部地域自立支援協議会等が連携して行っている知多南部3町福祉教育ハンドブックの作成や知多南部3町福祉教育学習会、障害者差別解消法に関する研修等の取組を今後も継続して実施していきます。

また、毎週火曜日に実施している授産製品販売促進事業や、窓口等でのヘルプカードの周知、12月3日から9日までの障害者週間に合わせた理解促進事業など、今後も必要に応じた事業実施を検討していきます。

(2) 相談支援事業

障がいのある方、その保護者、支援者等からの相談に応じ、情報提供等必要な支援を行います。

■図表4-14 相談支援事業の見込み

区分	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	箇所	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無

◎ 見込量を確保するための方策 ◎

相談支援事業については、平成18年10月から南知多町、美浜町と共同で民間委託を実施し、専門の窓口設置により多様化するニーズへの対応による安心できる地域生活支援を推進しています。また、令和4年1月から地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターとして委託を開始し、断らない相談支援体制等、地域共生社会の実現に向けた体制を構築しています。また、本町において令和5年度から実施している重層的支援体制整備事業の包括的相談窓口として、障がい福祉部門以外との連携も行っています。

（３）成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がいのある方又は精神障がいのある方等に対し制度の利用を支援します。

■図表４－１５ 後見人等受任者数の見込み

(各年度末時点)

区分	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
後見人等受任者数	人	42	48	54	58	62	67

◎ 見込量を確保するための方策 ◎

成年後見制度については、大府市を除く知多地域の４市５町が共同で知多地域権利擁護支援センターに法人後見、相談支援、普及啓発等の事業を委託し、認知症や知的障がい、精神障がいにより判断能力が十分でない方たちの権利を擁護し、制度の適切な利用促進を図るための総合的な支援を行っています。

今後も引き続き知多地域権利擁護支援センターを広く周知し、成年後見制度の適切な利用促進を図っていきます。また、本町も協議に参加して作成した知多地域成年後見制度利用促進計画に基づき、更なる権利擁護支援の充実を目指します。

（４）意思疎通支援事業、手話奉仕員養成研修事業

聴覚、言語機能、音声機能等の障がいにより、意思疎通を図ることに支障がある方とその他の方の意思疎通を仲介するために、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。また、手話通訳等の人材を育成するために研修を開催します。

■図表４－１６ 意思疎通支援の見込み

(年間)

区分	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
手話通訳者派遣	件	1	1	11	5	5	5
要約筆記者派遣	件	0	2	4	4	4	4
手話奉仕員養成講座	人 (受講者数)	5	6	3	5	5	5
要約筆記者養成講座	人 (受講者数)	4	3	9	9	9	9

◎ 見込量を確保するための方策 ◎

新型コロナウイルス感染症の影響で手話通訳者や要約筆記者の派遣が落ち込みましたが、令和5年度の利用実績見込みを踏まえ、増加を見込みます。また、聴覚等の障がいのある方の地域生活支援の推進を図るため、引き続き手話通訳者、要約筆記者の派遣事業を実施するとともに、南知多町、美浜町と共同で手話奉仕員・要約筆記者養成講座を実施することで人材を育成し、地域におけるサービス提供体制の確保に努めます。

また、電話リレーサービスや音声コードを含めた各種サービスを周知等するなど、円滑な意思疎通を目指します。

（５）日常生活用具給付等事業

障がいのある方の日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付します。

■図表４－１７ 日常生活用具給付等事業の見込み

(年間)

区分	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件	1	0	5	5	5	5
自立生活支援用具	件	7	3	6	6	7	7
在宅療養等支援用具	件	7	0	5	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	件	3	7	5	5	6	6
排泄管理支援用具	件	835	844	875	913	953	994
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件	3	1	1	1	1	1

◎ 見込量を確保するための方策 ◎

障がいのある方の地域における自立支援の観点から、継続的な利用が必要となる用具を適切に把握し計画的な給付を図るとともに、用具の種類については、必要に応じて見直しを行います。

（６）移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある方について、社会生活上必要不可欠な外出、社会参加のための外出の際の移動支援を行います。

■図表４－１８ 移動支援事業の見込み

(1か月あたり)

区分	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	人	47	54	50	50	50	50
	時間	266	416	372	377	382	387

◎ 見込量を確保するための方策 ◎

移動支援事業については、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響で利用が落ち込みましたが、利用実績等から利用が戻ると見込んでいます。

障がいのある方の社会参加の促進を図るため、サービス提供事業者等と連携を図りつつ、必要なサービス量の確保に努めます。

（７）地域活動支援センター（フリースペース事業）

障がいのある方が通い、創作活動又は生産活動機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。

■図表４－１９ フリースペース事業の見込み

(1か月あたり)

区分	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター（フリースペース事業）	箇所	1	1	1	1	1	1
	人	28	35	33	34	34	35
	人日	179	194	222	231	241	251

◎ 見込量を確保するための方策 ◎

地域活動支援センターひろばわっぱるは、障がいの種別にかかわらず利用できるサロンの役割を持つフリースペース事業として、本町を含め近隣の1市3町が共同で、社会福祉法人共生福祉会へ委託しています。

重層的支援体制整備事業における地域づくり事業にも位置づけられており、利用ニーズが高まることが考えられるため、利用の増加が見込まれます。

任意事業

（８）訪問入浴サービス事業

家庭において、長期にわたり入浴することができない障がいのある方の身体の清潔の保持、心身機能の維持を図るため、移動入浴車を派遣し、入浴サービスを提供します。

■図表４－２０ 訪問入浴サービス事業の見込み

(1か月あたり)

区分	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス	人	1	0.1	0	0	0	0
	人日	8	0.7	0	0	0	0

◎ 見込量を確保するための方策 ◎

訪問入浴サービスについては、利用実績がなくなったことから、本計画期間中の利用は見込んでいませんが、利用希望があった場合は、サービス登録事業所との調整等を行います。

（９）日中一時支援事業

障がいのある方を日常的に介護している家族に一時的な休息がとれるように、昼間に介護等を行う日中ショートステイ事業、日中デイサービス事業を行います。

■図表４－２１ 日中一時支援事業の見込み

(1か月あたり)

区分	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中ショートステイ	人	0	1	2	2	2	3
	人日	0	2	4	5	5	6
日中デイサービス	人	19	22	21	23	25	27
	人日	76	77	76	80	85	90

◎ 見込量を確保するための方策 ◎

日中一時支援事業については、今後も継続的な利用が予想されるため、図表４－２１のとおり見込みました。

希望する日時に安心して利用できるよう、安定したサービス提供体制の確保に努め、障がいのある方やその家族を支援します。

(10) 生活サポート事業

障害支援区分が「非該当」となった障がいのある方に、必要に応じ日常生活に関する支援や家事に対する援助を行います。

■図表4－22 生活サポート事業の見込み

(1か月あたり)

区分	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活サポート	人	1	0.3	0	0	0	0
	時間	3	1	0	0	0	0

◎ 見込量を確保するための方策 ◎

生活サポートについては、利用実績がなくなったことから、本計画期間中の利用は見込んでいませんが、利用希望があった場合は、サービス登録事業所との調整等を行います。

(11) 知的障害者職親委託事業

知的障がいのある方の自立更生を図るため、一定期間、事業経営者等の私人に預け、生活指導及び技能取得訓練等を行うことにより、就職に必要な素地を与えるとともに、雇用の促進と職場における定着性を高めます。

■図表4－23 障害者職親委託事業

(年間)

区分	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
知的障害者職親委託	人	0	0	0	0	0	0

◎ 見込量を確保するための方策 ◎

知的障害者職親委託事業については、第6期障がい福祉計画期間中の利用実績がないため、本計画期間中においても利用を見込んでいませんが、利用希望があった場合には、事業経営者等の協力を求め職親の受入体制の確保に努めます。

(12) 自動車運転免許取得・改造助成事業

身体障がいのある方に対し、就労、通院、通学等のため、普通自動車の免許を取得する際に、その取得費の一部を助成します。

また、身体障がいのある方で免許の条件が付されている方に対し、就労、通院、通学等のため、自己が所有する自動車の操行装置等の一部を改造する費用を助成します。

7 児童福祉法に基づくサービスの量の見込みと確保の方策

（１）障害児通所支援

障害児通所支援には、次のようなサービスがあります。

児童発達支援	就学前の障がい児を対象として、児童発達支援センター等において日常生活の基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等 デイサービス	小学校から高校までの在学中の障がい児を対象として、放課後や夏休み等の長期休暇中に、施設等において生活能力向上のための訓練等の実施や居場所づくりを行います。
保育所等 訪問支援	障害児施設で指導経験のある保育士等が、保育所等を訪問し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	重症心身障がい児等の重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児を対象として居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

■図表4－24 障害児通所支援の見込み

(1か月あたり)

サービス種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人	37	41	42	44	46	49
	人日	440	464	462	476	489	504
放課後等デイサービス	人	97	102	122	129	136	144
	人日	877	897	1,102	1,149	1,199	1,251
保育所等訪問支援	人	4	5	7	9	12	14
	人日	6	7	8	10	12	14
居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0	0	0

◎ 見込量を確保するための方策 ◎

児童発達支援については、健康課が実施している母子健康診査による発達の差の早期発見や子育て支援課が実施しているペアレントトレーニング・ペアレントプログラム（p73 参照）等の実施により早期療育を行う必要性の認識が向上しています。それらに加え、あおぞら園の児童発達支援センター化による受入人数の拡充から増加を見込んでいます。居宅訪問型児童発達支援については、本計画期間中は利用を見込んでいませんが、サービスの利用を妨げるものではありません。放課後等デイサービスについては、早期療育の意識向上や児童発達支援利用者の増加に伴い、増加を見込んでいます。

町内には児童発達支援事業所が2か所、放課後等デイサービス事業所が4か所、保育所等訪問支援事業所が1か所ありますが、すでにサービスの利用ニーズに対して提供体制の確保が困難になっていることから、町内及び近隣市町の事業者に対してサービス提供の拡大について働きかけをし、見込量の確保に努めます。

児童発達支援における肢体不自由児については、5市5町における肢体不自由児の通所施設の利用協定に基づき関係自治体に受入依頼を行うことで、広域的なサービス提供に努めておりましたが、あおぞら園の児童発達支援センター化や体制の整備により地域での受入拡充を目指します。

また、知多南部地域自立支援協議会子ども部会でのケース検討等により、圏域での支援力の強化を図ります。

（2）障害児相談支援

障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス等）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

■図表4－25 障害児相談支援の見込み

(1か月あたり)

サービス種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	人	35	33	36	38	39	41

◎ 見込量を確保するための方策 ◎

障害児相談支援については、障害児通所支援のサービス利用の増加に伴い、障害児支援利用計画の作成やモニタリングの件数が増加する見込みです。

児童発達支援センターの設置に伴い、相談体制の強化を図ることで利用ニーズへの対応を目指します。

障害児相談支援の充実を図るため、相談支援専門員の増員や相談支援事業所の開設への働きかけや、相談支援事業所連絡会の定期開催など地域の相談支援体制を強化する取組を実施します。

(3) 保育所等

子ども・子育て支援等の利用を希望する障がい児が希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後児童クラブ等における障がい児の受入体制の整備に努めます。

■図表4－26 支援が必要な子どもの数の見込み

(各年4月1日現在)

区分	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所	人	106	111	111	114	117	120
認定こども園	人	18	22	30	31	32	33
放課後児童クラブ	人	6	14	16	19	22	26

◎ 見込量を確保するための方策 ◎

保育所及び認定こども園については、加配保育士を必要とする子どもの数を計上しており、増加すると見込んでいます。

放課後児童クラブについては、各種障害者手帳を所持する児童等の数と児童福祉法に基づくサービスの利用者を計上しています。見込量は、利用実績等から増加すると見込んでいます。

今後は、児童発達支援センターを中心に障がい児の理解と支援についての職員研修、放課後児童クラブへの巡回指導や保育所等訪問支援事業を実施し、障がい児が安全・安心に過ごすことができるよう支援体制の強化を目指します。

8 その他の事業の量の見込みと確保の方策

(1) 発達障がいのある方に対する支援

発達障がいのある方やその家族等に対して支援するため、次の取組を実施します。

■図表4－27 発達障がいのある方に対する支援の見込み

取組事項		実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレント トレーニング	受講者数	5人	8人	7人	8人	8人	8人
	支援者数	6人	6人	6人	6人	6人	6人
ペアレント プログラム	受講者数	3人	10人	6人	8人	8人	8人
	支援者数	4人	4人	3人	3人	3人	3人
ペアレントメンターの人数		0人	0人	0人	0人	2人	0人
ピアサポートの活動への 参加人数		86人(延)	141人(延)	123人(延)	150人(延)	150人(延)	150人(延)

◎ 見込量を確保するための方策 ◎

発達障がいの特性を踏まえたほめ方や叱り方などを学ぶペアレントトレーニング及び発達障がいやその傾向のある子どもを持つ保護者だけでなく、育児に不安の強い保護者等を効果的に支援するペアレントプログラムについては、引き続き町内事業所への委託により実施し、受講者と支援者の確保に努め、実施体制の整備を目指します。

ペアレントメンター（発達障がいのある子の子育てを経験し、相談支援に関するトレーニングを受けた方）については、受講対象者を把握し、必要に応じて研修参加の推薦等を行います。

障がいなどに関する経験・共通項を持つ方同士の支え合いを表すピアサポートの活動については、毎月中央公民館で行っているリフレッシュカフェを含め、発達障がいのある方やその家族等が気軽に集える機会の提供に努めます。また、必要に応じて重層的支援体制整備事業の地域づくりの枠組みを活用し、新たな居場所づくりなどを検討します。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、次の取組を実施します。

■図表4－28 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の見込み

取組事項	見込み		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	3回	3回	3回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回

■図表4－29 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数の見込み

取組事項	見込み						
	令和6年度						
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加人数	保健	医療 (精神科)	医療 (精神科以外)	福祉	介護	当事者	家族等
	1人	1人	1人	10人	3人	1人	2人
	令和7年度						
	保健	医療 (精神科)	医療 (精神科以外)	福祉	介護	当事者	家族等
	1人	1人	1人	10人	3人	1人	2人
	令和8年度						
	保健	医療 (精神科)	医療 (精神科以外)	福祉	介護	当事者	家族等
	1人	1人	1人	10人	3人	1人	2人

◎ 見込量を確保するための方策 ◎

協議の場の開催回数は、知多南部地域自立支援協議会精神障害者地域生活部会の開催予定回数とし、目標設定及び評価の実施回数は1回を見込んでいます。協議の場への関係者の参加者数は、図表4－29のとおり見込みました。なお、協議の場においては、事例検討等を通じて課題や不足している社会資源等の抽出、地域住民や関係者等に対して、障がいや障がいのある方への理解促進を図ることを目標とします。こうした協議を行うことで、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指していきます。

なお、令和8年度末において、精神病床における1年以上長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）については、2人（65歳以上利用者数1人、65歳未満利用者数1人）となる見込みです。

第5章 計画の推進に向けて

1 制度の普及啓発と地域住民の理解の促進

障がいのある方が自らの意思で障害福祉サービス等を利用しながら、自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、広報やホームページ等を通じて分かりやすく各種サービスや制度に関する情報提供を図ります。

また、地域住民の障がいに対する理解を深めるため、本計画の理念と概要の周知を図り、障がいの有無にかかわらずお互いが支えあうことができる共生社会を目指します。

2 関係機関等の連携

障がいのある方が暮らしやすい社会を実現するためには、地域社会を構成する町民、ボランティア団体、NPO、サービス提供事業者、企業、社会福祉協議会及び行政等が協働の視点に立って、それぞれの役割を果たすとともに、相互連携を図りながら、総合的かつ効果的に本計画を推進していくことが大切です。

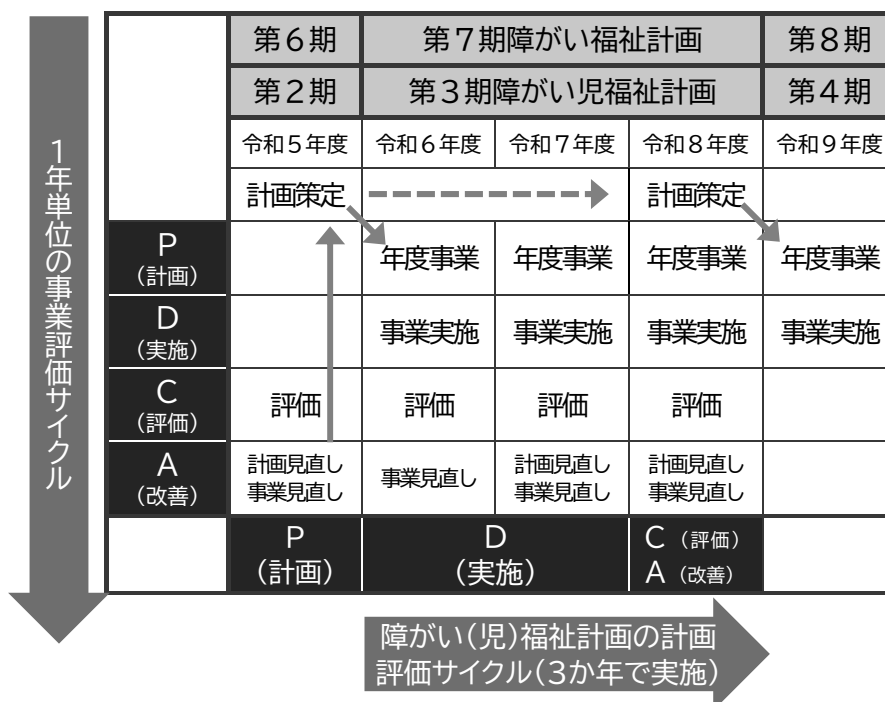
このため、知多南部地域自立支援協議会を活用し、障がいのある方を支える関係機関のネットワークづくりを進めるとともに、社会資源の開発・改善、本計画の推進に関する必要な事項の検討を行います。

3 計画の評価・進捗管理

本計画に基づく地域福祉の取組を効率的・効果的に推進していくために、毎年施策評価をし、次年度以降の方針を立て、事業に反映させるPDCAサイクルによる計画の進捗管理を行います。

こうした計画の進捗管理や計画の見直しについては、武豊町地域福祉推進協議会及び知多南部地域自立支援協議会の意見を踏まえ、実施するものとします。

〔PDCAサイクルの進め方〕



4 SDGs（持続可能な開発目標）への対応

SDGsは、「Sustainable Development Goals」の略で、2015年（平成27年）9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられました。2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際社会共通の目標です。この中では、17の目標が掲げられ、それぞれの目標に対してより具体的な169のターゲットが示され構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、すべての人々が地域、暮らし、生きがいとともに創り、高めあうことができる「地域共生社会」を実現していく旨が示されました。障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、その人らしい生活を送ることができる地域共生社会の実現が目標とされています。

本町においても、障がいのある人が地域において安心して暮らすことができる、共生社会の実現をめざし、「第3次武豊町障がい者計画」「第7期武豊町障がい福祉計画」「第3期武豊町障がい児福祉計画」において、基本施策とSDGsの目標を踏まえて施策を推進していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



資料

1 武豊町地域福祉推進協議会

(1) 開催状況

開催日	主な審議事項等
【第1回】 令和4年3月9日	・第3次武豊町障がい者計画及び第7期武豊町障がい福祉計画、第3期武豊町障がい児福祉計画の策定について
【第2回】 令和4年11月15日	・第3次武豊町障がい者計画及び第7期武豊町障がい福祉計画、第3期武豊町障がい児福祉計画の策定に係るアンケート調査について
【第3回】 令和5年3月3日	・第3次武豊町障がい者計画、第7期武豊町障がい福祉計画、第3期武豊町障がい児福祉計画のアンケート結果について（報告）
【第4回】 令和5年11月13日	・第3次武豊町障がい者計画、第7期武豊町障がい福祉計画、第3期武豊町障がい児福祉計画案について
【第5回】 令和6年3月22日	・パブリックコメントの結果について ・第3次武豊町障がい者計画、第7期武豊町障がい福祉計画、第3期武豊町障がい児福祉計画最終案について

(2) 武豊町地域福祉推進協議会委員名簿

(敬称略)

選出区分	役職等	氏名
保健医療関係者	知多郡医師会 武豊町医師団代表	芳金 弘昭 (久米 充芳) (慈幸 弘樹)
	半田歯科医師会武豊支部代表	森 一高 (長島 渉) (戸田 敏雄)
	武豊町薬剤師会代表	榊原 彰宏
知識経験を有する者	千葉大学予防医学センター教授 国立長寿医療研究センター老年学評価研究部長	近藤 克則【会長】
地域の代表者	長尾部部長	北島 実 (天木 一馬) (久保 隆)
	大足区区長	大寄 美尚 (辻田 健治)
	富貴地区区長会会長	植田 泰弘 (宮地 廣二) (小坂 和正)
	武豊町勤労者代表	磯部 亮 (家田 太地)
	武豊町商工会会長	橋詰 弥久雄
	あいち知多農業協同組合武豊事業部長	内田 泰裕 (兼井 健支)
	生活支援ワーキンググループ代表	大石 靖彦
	公募	靱山 裕子
	公募	富岡 健二
福祉関係者	武豊町老人クラブ連合会代表	山下 辰則 (橋崎 高雄) (福本 恒美)
	武豊町子ども会育成連絡協議会代表	中川 善文
	武豊町手をつなぐ育成会代表	倉知 楯城
	武豊町身体障害者福祉協議会代表	下鶴 正澄
	武豊町精神障がい者家族会かたばみ代表	森 充代
	介護サービス利用関係者	柳 洋子
	介護サービス事業者	田中 琢也 (吉井 寛)
	武豊町民生委員児童委員協議会会長	靱山 勝己
	武豊町社会福祉協議会会長	中川 美知夫
	武豊町ボランティアセンター代表	井上 久枝
行政機関の関係者	知多福祉相談センター次長兼地域福祉課長	加藤 節子
		蟹江 毅弘 (山原 将人)

() 内は前任者

（３）武豊町地域福祉推進協議会設置要綱

（目的）

第1条 この要綱は、武豊町地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）に基づき、地域福祉計画の推進組織として定められた、武豊町地域福祉推進協議会（以下「協議会」という。）の適切な運営に資することを目的とする。

（所掌事務）

第2条 協議会の所掌事項は、次に掲げる事項とする。ただし、他の要綱等に策定方法及び評価・進捗管理方法の定めのある計画にあつてはこの限りではない。

- （１） 地域福祉計画及び地域福祉計画を基本的指針とする分野別計画（以下「分野別計画」という。）の策定に関する事項
- （２） 地域福祉計画及び分野別計画の評価・進捗管理に関する事項
- （３） 前2号に掲げるもののほか、地域福祉計画に基づく福祉施策の総合的な推進のために必要な事項

（組織）

第3条 協議会は、委員 25 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- （１） 保健医療関係者
- （２） 知識経験を有する者
- （３） 地域の代表者
- （４） 福祉関係者
- （５） 行政機関の関係者

（任期）

第4条 委員の任期は3年以内とし、再任を妨げないものとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（運営）

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 協議会の会議は、会長が招集する。
- 3 会長は、委員の互選により選出し、副会長は、会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（委員会）

第6条 協議会に以下の事項に関する委員会を置くことができる。

- （１） 地域福祉計画及び分野別計画の評価・進捗管理・推進に関する必要な調査審議を行うこと。
- （２） 分野別計画の策定に関し、必要な審議を行うこと。
- 2 委員会の委員及び委員長は会長が指名する。

（関係者の出席）

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

（庶務）

第8条 協議会の庶務は、健康福祉部福祉課で処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行後、最初に委嘱された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則（平成27年4月1日）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年9月1日）

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

附 則（平成30年7月1日）

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

2 障がい者計画・障がい福祉計画等策定委員会

武豊町地域福祉推進協議会設置要綱第6条に基づく委員会として、令和4年9月8日に設置。
令和6年2月6日に設置解除。

(1) 開催状況

開催日	主な審議事項等
【第1回】 令和4年9月8日	【報告事項】 (1) 今後のスケジュールについて 【議題】 (1) アンケート調査について
【第2回】 令和5年6月8日	【報告事項】 (1) 障がい福祉に関するアンケート調査について (2) 事業所・団体ヒアリング調査結果について (3) 知多南部地域自立支援協議会からの提言について 【議題】 (1) 第3次武豊町障がい者計画、第7期武豊町障がい福祉計画、 第3期武豊町障がい児福祉計画（素案）の構成について (2) 第3次武豊町障がい者計画の施策の体系（案）について
【第3回】 令和5年8月21日	【議題】 (1) 第3次武豊町障がい者計画、第7期武豊町障がい福祉計画、 第3期武豊町障がい児福祉計画（素案）について
【第4回】 令和5年10月12日	【議題】 (1) 第3次武豊町障がい者計画、第7期武豊町障がい福祉計画、 第3期武豊町障がい児福祉計画（素案）について
【第5回】 令和6年2月6日	【議題】 (1) パブリックコメントの結果について (2) 第3次武豊町障がい者計画、第7期武豊町障がい福祉計画、 第3期武豊町障がい児福祉計画（最終案）について (3) 第3次武豊町障がい者計画、第7期武豊町障がい福祉計画、 第3期武豊町障がい児福祉計画概要版案について

（２）武豊町障がい者計画・障がい福祉計画等策定委員会名簿

（敬称略）

選出区分	役職等	氏名
保健医療関係者	武豊町薬剤師会代表	榊原 彰宏
知識経験を有する者	千葉大学医学予防センター教授 国立長寿医療研究センター老年学評価研究部長	近藤 克則【会長】
地域の代表者	武豊町勤労者代表	磯部 亮 （家田 太地）
福祉関係者	武豊町手をつなぐ育成会代表	倉知 楯城
	武豊町身体障害者福祉協議会代表	下鶴 正澄
	精神障がい者家族会かたばみ代表	森 充代

選出区分	役職等	氏名
武豊町地域福祉推進 協議会以外からの 策定委員	特定非営利活動法人ゆめじろう理事長	出口 晋
	社会福法人共生福祉会知多代表	黒田 明子
	あおぞら園園長	吉田 典子
	社会福祉法人武豊町社会福祉協議会相談支援専門員	新美 浩司

（ ）内は前任者

（３）パブリックコメント

募集期間	令和5年12月12日～令和6年1月11日
募集結果	3件

第3次
武豊町障がい者
計画

第7期
武豊町障がい
福祉計画

第3期
武豊町障がい児
福祉計画

発行：令和6年3月 / 武豊町 健康福祉部 福祉課
〒470-2392 愛知県知多郡武豊町字長尾山2番地
電話：0569-72-1111（代表） FAX：0569-72-1115
メール：syafuku@town.taketoyo.lg.jp
ホームページ：https://www.town.taketoyo.lg.jp